

新富町  
第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画  
(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月  
宮崎県 新富町



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画の背景 .....	1
2 第6期障がい福祉計画等に係る基本指針の主な内容 .....	2
3 計画の根拠 .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 計画の対象者 .....	4
6 計画の策定方法 .....	5
7 「障がい」の表記について .....	5
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1 総人口の推移 .....	6
2 手帳所持者等の状況 .....	7
3 アンケート調査結果からみる本町の状況 .....	16
<b>第3章 第5期計画等の実施状況</b> .....	<b>36</b>
1 成果目標の実施状況 .....	36
2 活動指標の状況 .....	40
<b>第4章 基本的理念等</b> .....	<b>42</b>
1 基本的理念 .....	42
2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	44
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	44
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	44
5 事業の全体像 .....	45
<b>第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標</b> .....	<b>47</b>
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	47
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	48
3 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	48
4 相談支援体制の充実・強化等 .....	51
5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	52

<b>第6章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み</b> .....	<b>53</b>
1 障がい福祉サービス等 .....	53
2 地域生活支援事業 .....	69
3 障がい児通所支援・障がい児相談支援等.....	75
4 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項 .....	79
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>80</b>
1 計画の推進体制.....	80
2 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供 .....	81
3 各種関連との連携及び調整 .....	83
<b>第8章 新富町成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	<b>84</b>
1 成年後見制度の目的.....	84
2 計画策定の目的.....	84
3 計画の位置づけ .....	84
4 本町の課題と方向性.....	84
5 基本的な考え方.....	85
6 実施方針.....	85
<b>資料編</b> .....	<b>87</b>
1 新富町障がい者自立支援協議会設置要綱.....	87
2 新富町障がい者自立支援協議会委員名簿.....	89
3 用語集 .....	90

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画の背景

#### (1) 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年4月から、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

#### (2) 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障がい福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたため、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。

平成22年12月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正が公布され、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

#### (3) 障害者総合支援法の制定

平成25年4月、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正施行されました。

同法では、平成25年4月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

#### (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法等の改正

平成28年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成30年4月から施行されました。

### (5) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定

本町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障がい福祉計画においては、平成19年3月の第1期障がい福祉計画の策定以来、通算5期にわたって策定してきました。また、障がい児福祉計画においては、平成30年3月に第1期障がい児福祉計画を策定しました。これらの計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえた上で、令和3年度から令和5年度末に向けて、障がい者施策の目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「新富町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 第6期障がい福祉計画等に係る基本指針の主な内容

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に係る基本指針について、厚生労働省社会保障審議会障害者部会で議論が行われ、令和2年5月に基本指針の改正が行われました。改正の主な内容は下図のとおりです。

### 【第6期障がい福祉計画等に係る基本指針の主な内容】

<b>1. 基本指針について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。</li> <li>都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度</li> </ul>	
<b>2. 基本指針見直しの主なポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における生活の維持及び継続の推進</li> <li>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>相談支援体制の充実・強化等</li> <li>障害福祉人材の確保</li> <li>福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>発達障害者等支援の一層の充実</li> <li>障害者の社会参加を支える取組</li> <li>「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> <li>障害児通所支援等の地域支援体制の整備</li> <li>障害福祉サービス等の質の向上</li> </ul>	
<b>3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設入所者の地域生活への移行                     <ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上</li> <li>施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減</li> </ul> </li> <li>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準) (新)</li> <li>精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)</li> <li>退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)</li> </ul> </li> <li>③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 福祉施設から一般就労への移行等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍</li> <li>うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)</li> <li>就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)</li> <li>就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)</li> </ul> </li> <li>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置</li> <li>難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)</li> <li>保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li> <li>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保</li> <li>医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)</li> </ul> </li> <li>⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保</li> </ul> </li> <li>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築</li> </ul> </li> </ul>

出典：厚生労働省資料

### 3 計画の根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく本町の「障害福祉計画」であり、

- 1 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 4 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 5 指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

を定めます。

また、「児童福祉法」第33条の20に基づく本町の「障害児福祉計画」であり、

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 その他障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関し必要な事項
- 4 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 5 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

を定め、本町の障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を推進します。

## 4 計画の期間

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
新富町障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
			見直し			見直し			
新富町障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			
			見直し			見直し			

## 5 計画の対象者

第6期障がい福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

また、第2期障がい児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である18歳未満である者のことをいいます。

## 6 計画の策定方法

### (1) 新富町障がい者自立支援協議会

本計画の成果目標や活動指標等の設定について検討するため、新富町障がい者自立支援協議会を開催しました。

### (2) 障害者手帳所持者アンケート調査

本町在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和2年11月にアンケート調査を実施しました。

### (3) 保護者アンケート調査

本町在住の児童発達支援事業所等利用の保護者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和2年12月にアンケート調査を実施しました。

### (4) 障がい福祉サービス事業所アンケート調査

本計画策定の基礎資料とするために、令和2年12月に本町在住の障がい者等が利用している事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するために、令和3年3月5日から令和3年3月19日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

## 7 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

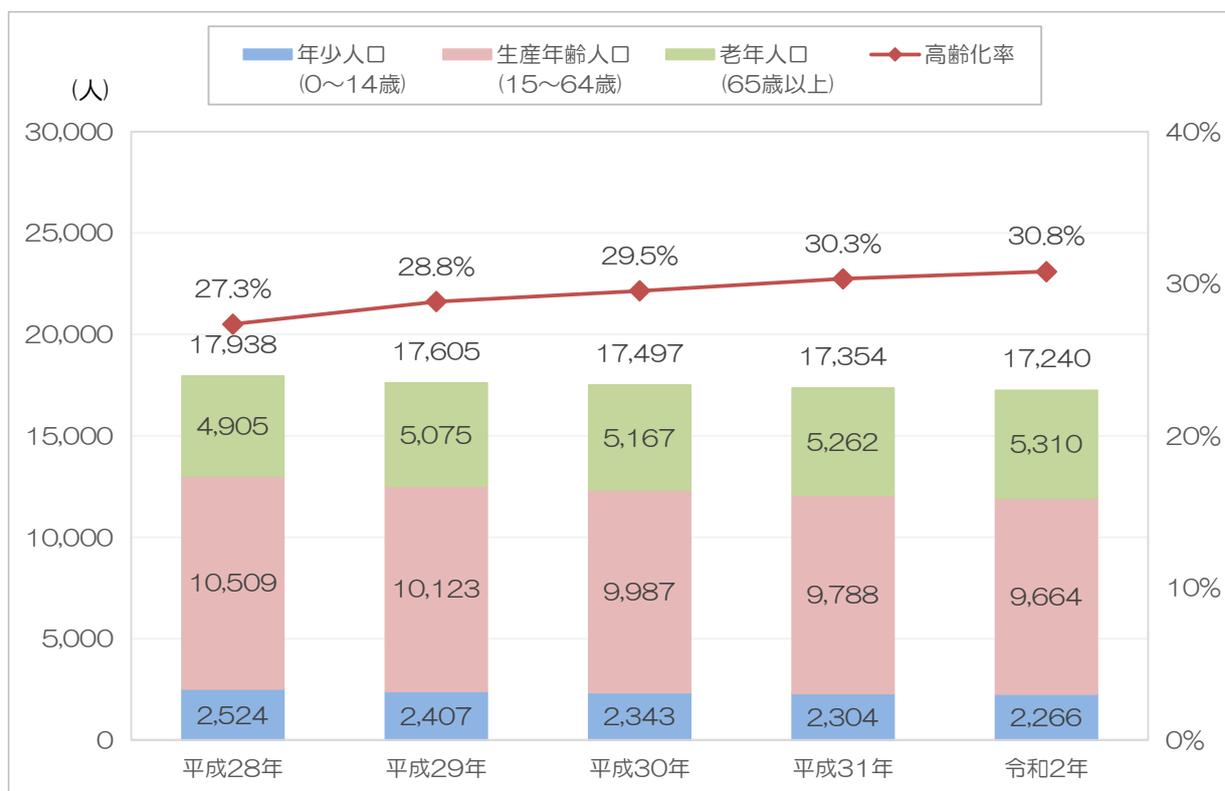
## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 総人口の推移

本町の総人口は令和2年4月現在で17,240人となっており、65歳以上の高齢者人口は5,310人、総人口に占める割合は30.8%となっています。

平成28年と比較して、総人口は698人減少している一方、高齢者人口は405人増加しており、高齢化率も上昇傾向を示しています。

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
15歳未満	2,524	2,407	2,343	2,304	2,266
15～64歳	10,509	10,123	9,987	9,788	9,664
65歳以上	4,905	5,075	5,167	5,262	5,310
総人口	17,938	17,605	17,497	17,354	17,240
高齢化率	27.3%	28.8%	29.5%	30.3%	30.8%



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 手帳所持者等の状況

### (1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

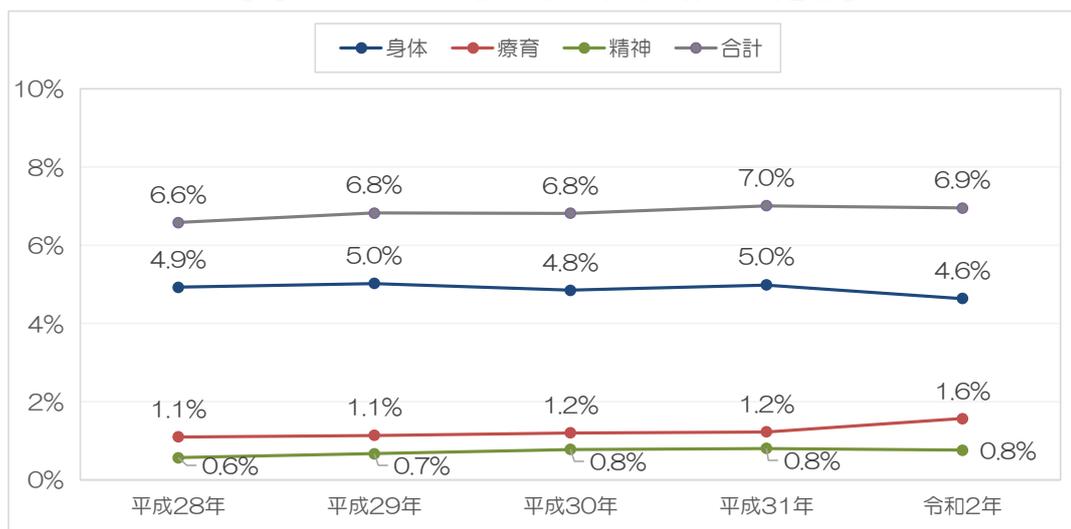
令和2年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者799人、療育手帳所持者269人、精神障害者保健福祉手帳所持者130人となっています。

また、令和2年の総人口に占める手帳所持者の割合は6.9%（うち身体4.6%、療育1.6%、精神0.8%）となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

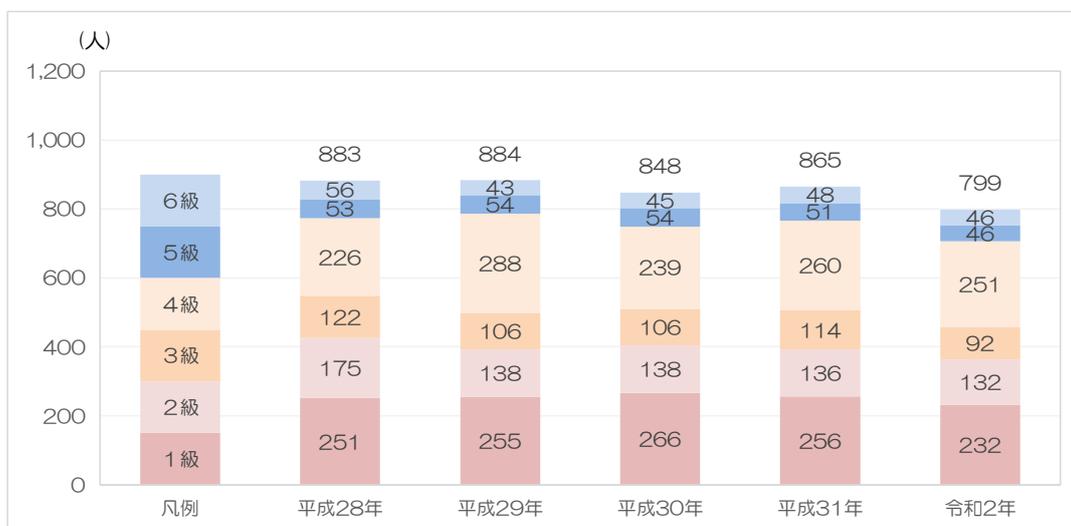
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

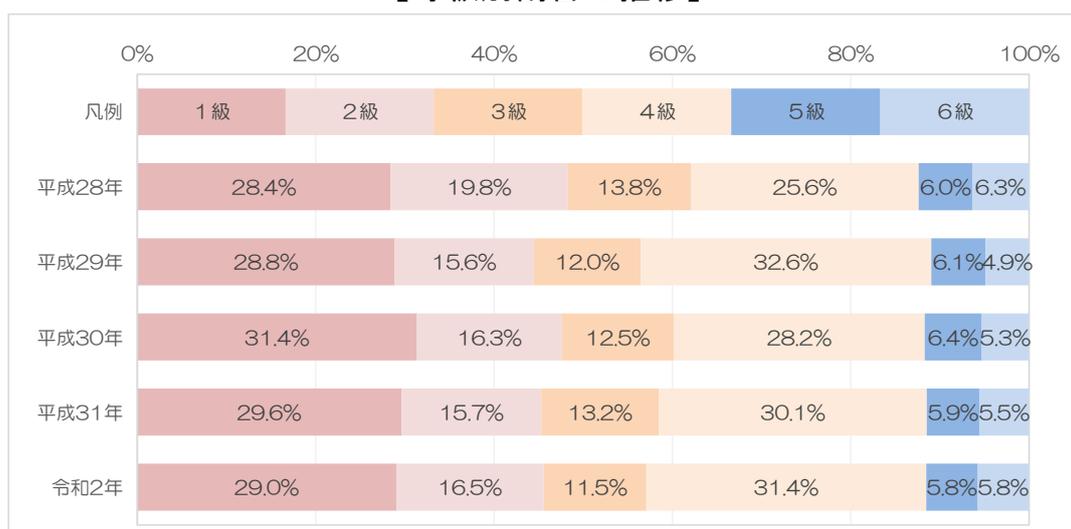
令和2年の身体障害者手帳所持者は799人となっており、平成28年と比較して84人減少しています。

令和2年の等級別割合をみると、4級の割合が最も高く31.4%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が約5割（45.5%）を占めています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】

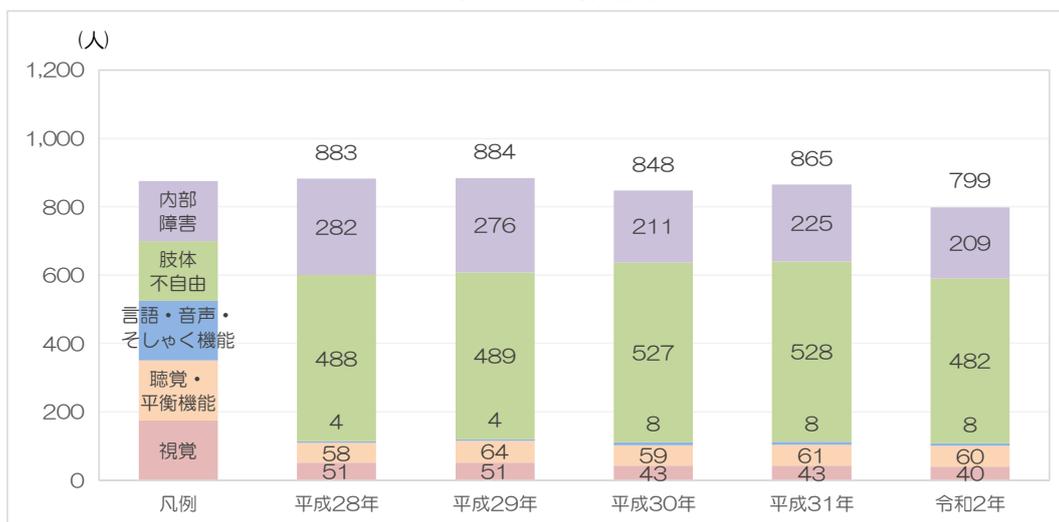


出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

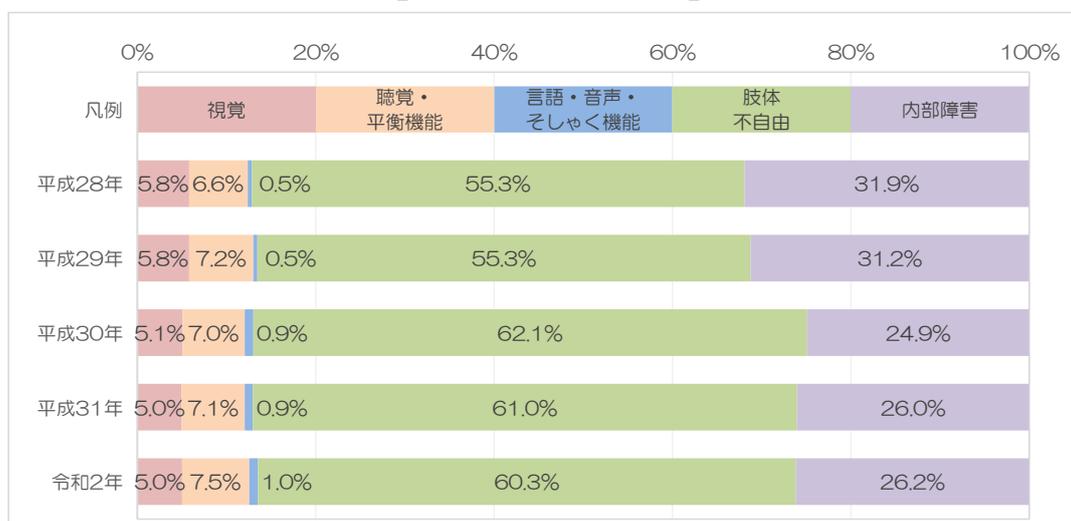
② 部位別の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が60.3%と最も多く、次いで「内部障害」の26.2%となっています。

【部位別の推移】



【部位別割合の推移】

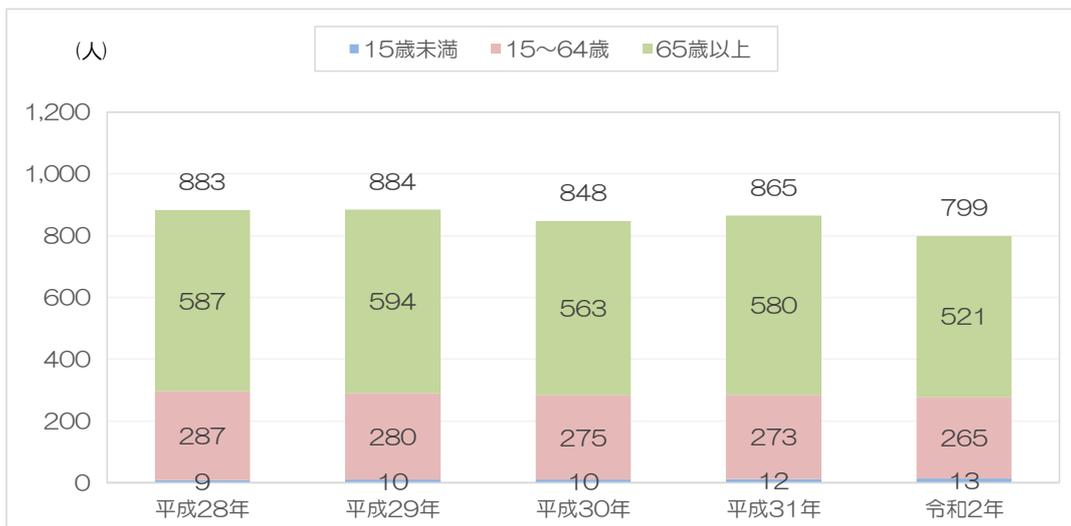


出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

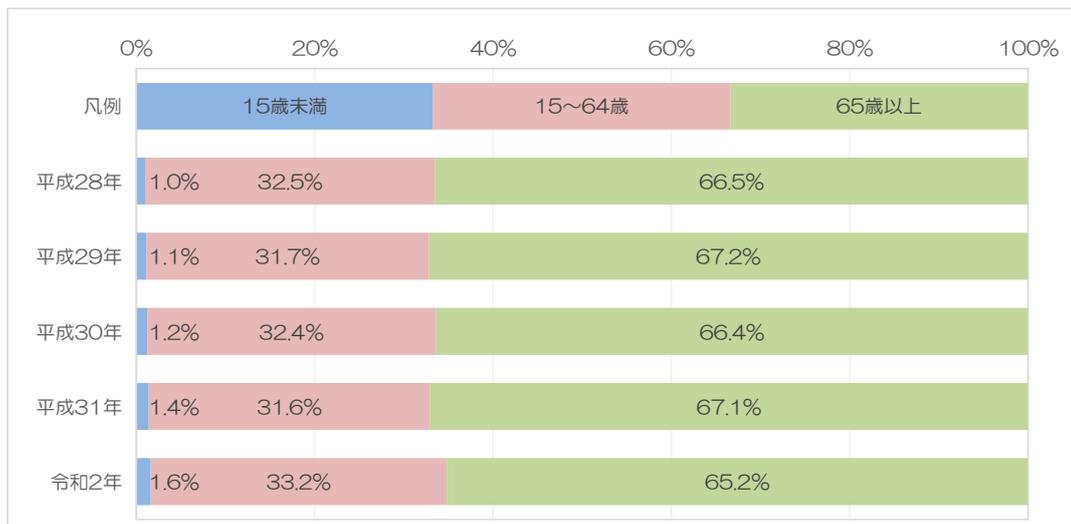
③ 年齢階層別の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が約7割（65.2%）となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

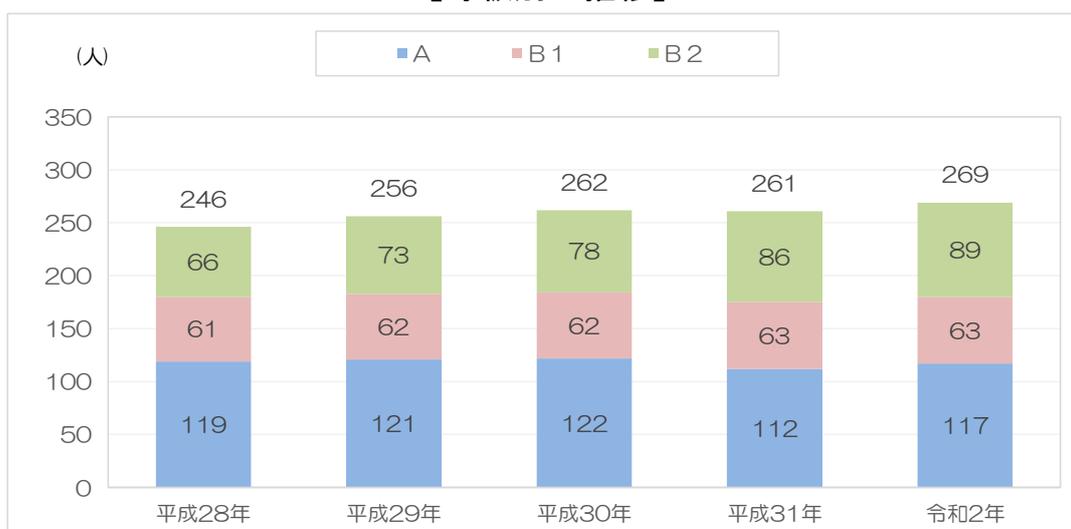
(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和2年の療育手帳所持者は269人となっており、平成28年と比較して23人増加しています。

また、令和2年の等級別割合をみると、重度者であるAが43.5%で最も高くなっています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】

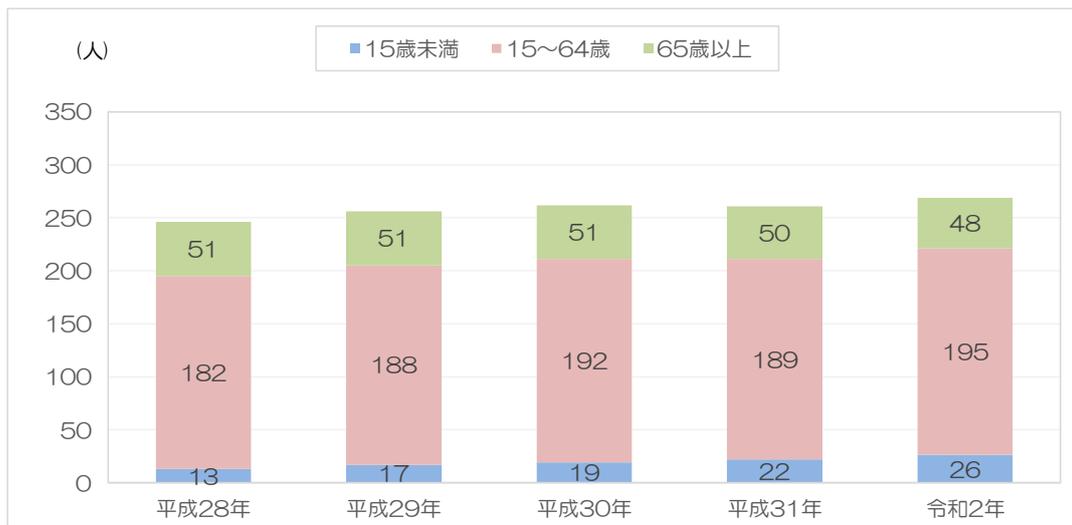


出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

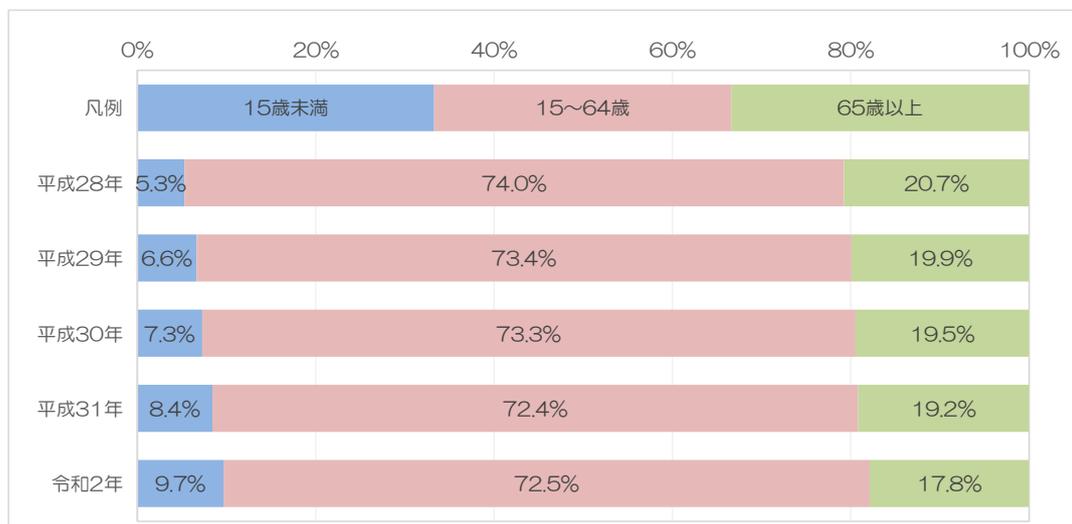
② 年齢階層別の推移

令和2年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、15～64歳が195人（構成割合72.5%）、65歳以上が48人（構成割合17.8%）、15歳未満が26人（構成割合9.7%）となっており、65歳未満の構成割合が約8割（構成割合82.2%）となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

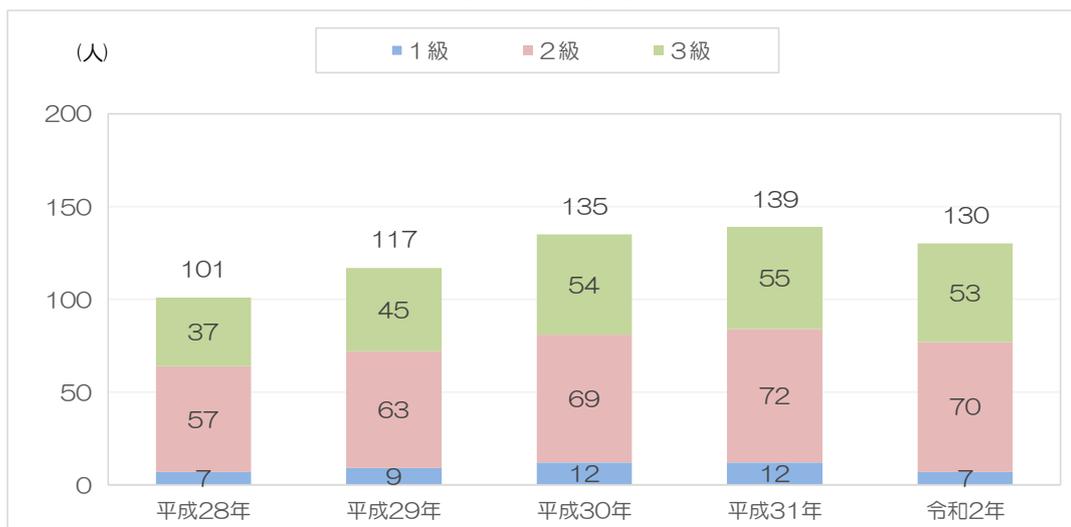
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

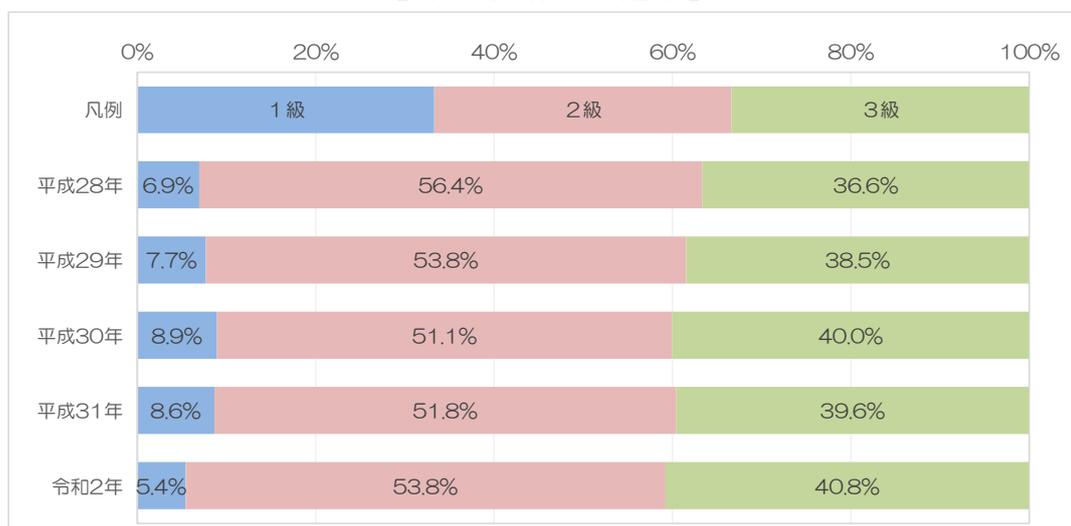
令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者は130人となっています。

また、令和2年の等級別割合をみると、2級が53.8%と最も高くなっています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

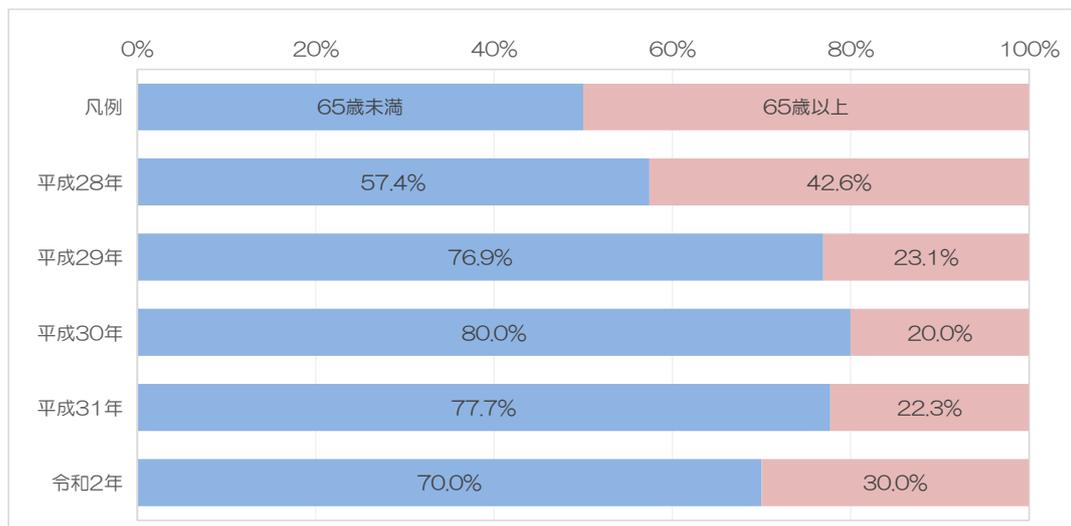
② 年齢階層別の推移

令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳未満が91人（構成割合70.0%）、65歳以上が39人（構成割合30.0%）となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

**(5) 自立支援医療受給者数**

令和元年度末時点の自立支援医療受給者数は301人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	292人	297人	297人	308人	301人

出典：福祉課資料（各年度3月末日現在）

**(6) 障がいや発達に不安のある児童・生徒の状況**

令和2年5月1日時点で特別支援学級の在籍者数は64人、特別支援学校の在籍者数は14人となっています。

**① 特別支援学級の状況****ア) 特別支援学級の在籍者数**

	小学校	中学校	合計
在籍者数	41人	23人	64人

**イ) 障がいの内容**

	小学校	中学校	合計
知的判断困難	6人	7人	13人
情緒判断困難	35人	16人	51人

出典：新富町教育委員会資料（令和2年5月1日現在）

**② 特別支援学校の状況****ア) 特別支援学校の在籍者数**

	小学部	うち町内 通学者	中学部	うち町内 通学者	高等部	うち町内 通学者	合計	うち町内 通学者
在籍者数	31人	9人	18人	1人	33人	4人	82人	14人

**イ) 障がいの内容**

	小学部	うち町内 通学者	中学部	うち町内 通学者	高等部	うち町内 通学者	合計	うち町内 通学者
肢体不自由	7人	0人	6人	0人	6人	1人	19人	1人
知的障がい	31人	9人	18人	1人	33人	4人	82人	14人
合計	38人	9人	24人	1人	39人	5人	101人	15人

出典：宮崎県立児湯るびなす支援学校資料（令和2年5月1日現在）

### 3 アンケート調査結果からみる本町の状況

#### (1) 調査の概要

##### ① 手帳所持者アンケート調査

###### ア) 調査実施時期

令和2年11月に実施しました。

###### イ) 調査対象者

本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している町民を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

###### ウ) 配布数・回答数

障がい種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	387人	219人	56.6%
療育手帳所持者	126人	53人	42.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者	96人	46人	47.9%
合計	609人	318人	52.2%

##### ② 児童発達支援事業所等利用の保護者アンケート調査

###### ア) 調査実施時期

令和2年12月に実施しました。

###### イ) 調査対象者、回答数

本町在住の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している子どもの保護者や特別支援学校に通学している児童生徒の保護者を調査対象とし、事業所・学校を通じて直接配布・回収を行い10名の方から回答がありました。

##### ③ 事業所アンケート調査

###### ア) 調査実施時期

令和2年12月に実施しました。

###### イ) 調査対象事業所、回答数

本町在住の障がい者が利用している障がい福祉サービス事業所等を対象とし、直接配布・回収を行い9事業所から回答がありました。

## (2) 手帳所持者調査結果 (抜粋)

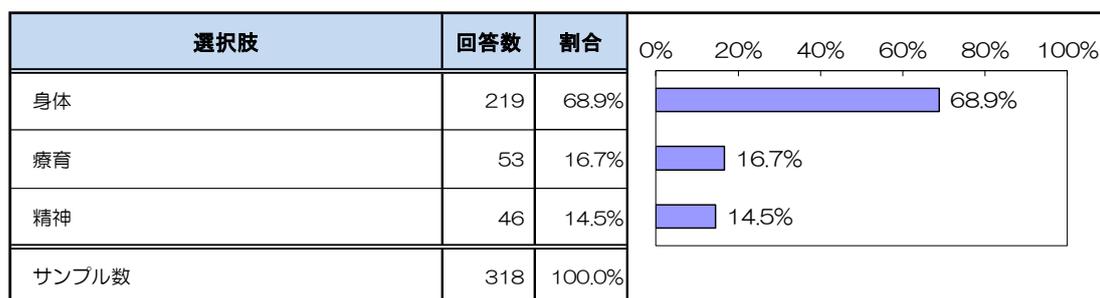
※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

※ 2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

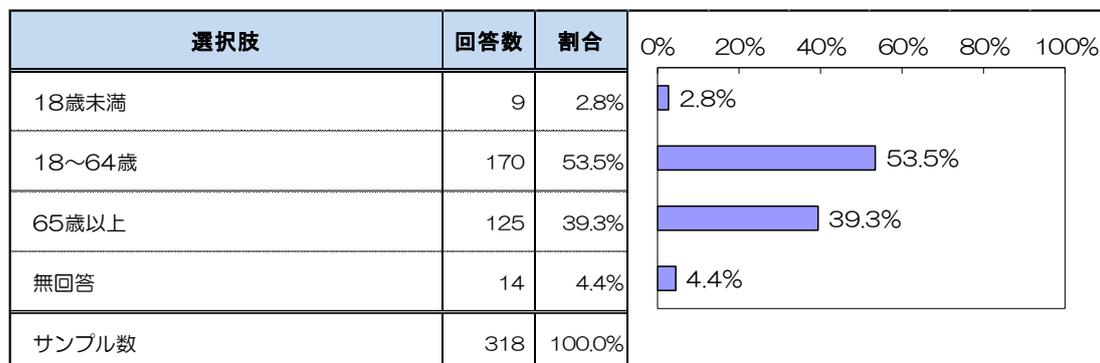
※ 以降の調査結果についても同様となります。

### ① 対象者の属性

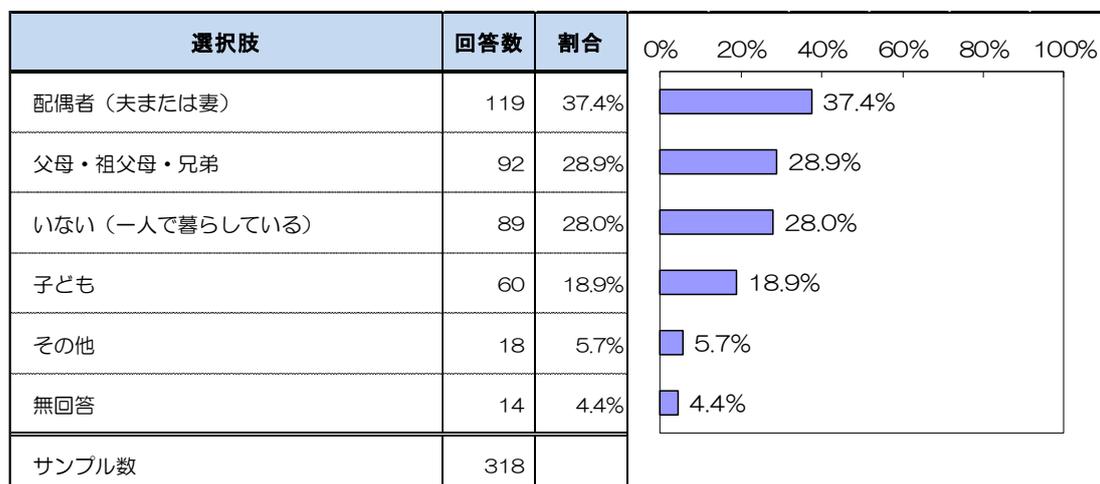
#### ア) 手帳種別



#### イ) 年齢 (令和2年4月1日現在)



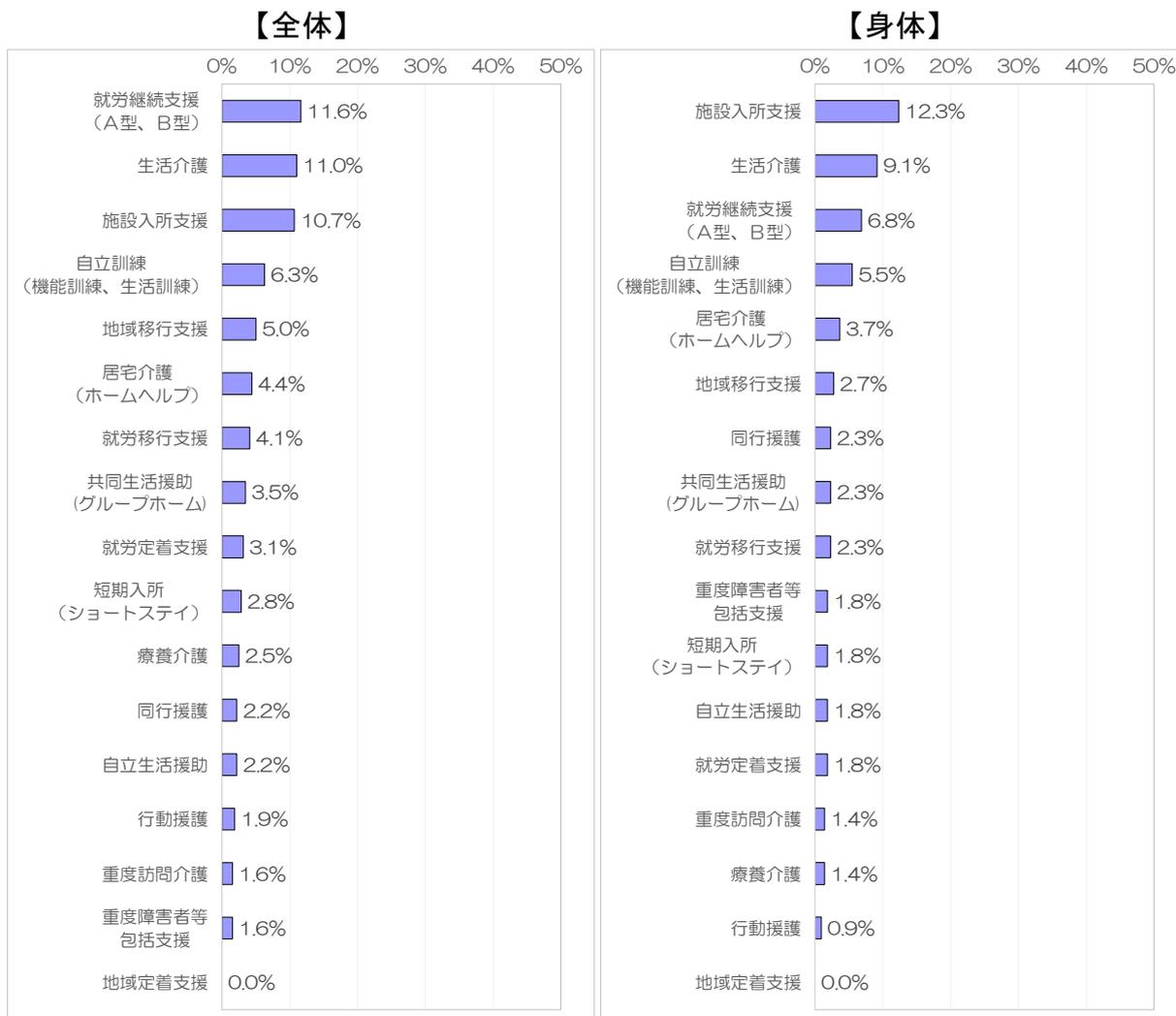
#### ウ) 同居者 (あてはまるもの全て選択)



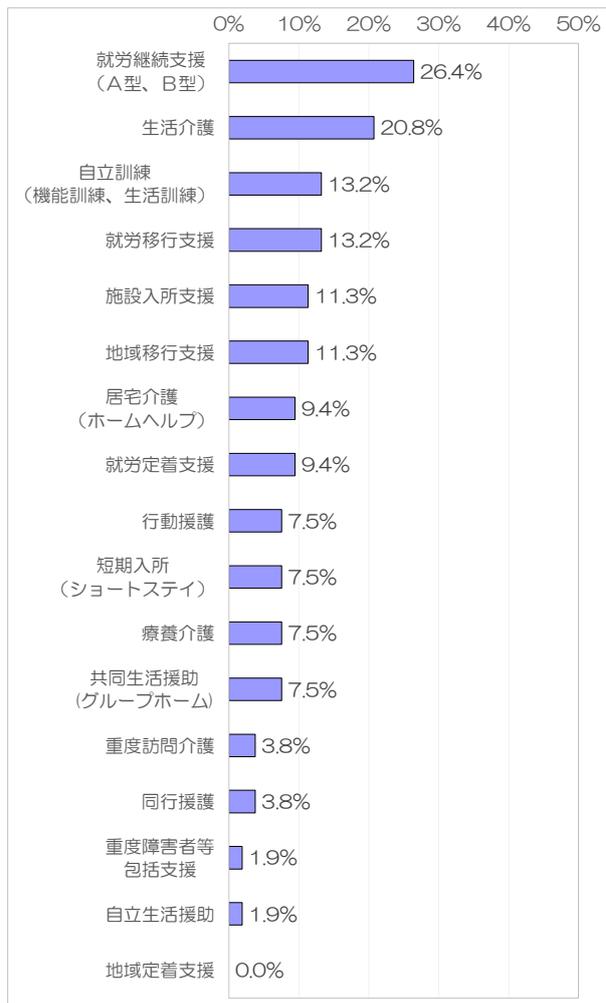
② 現在利用しているサービス

「就労継続支援（A型、B型）」が最も多く、次いで「生活介護」、「施設入所支援」となっています。

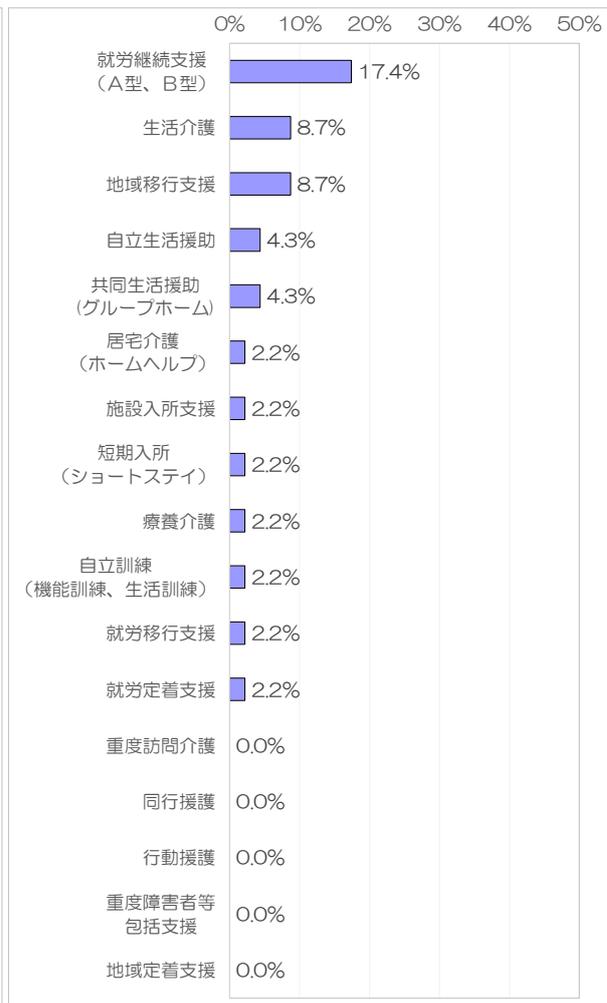
障がい種別でみると、身体は「施設入所支援」、療育及び精神は「就労継続支援（A型、B型）」が最も多くなっています。



【療育】



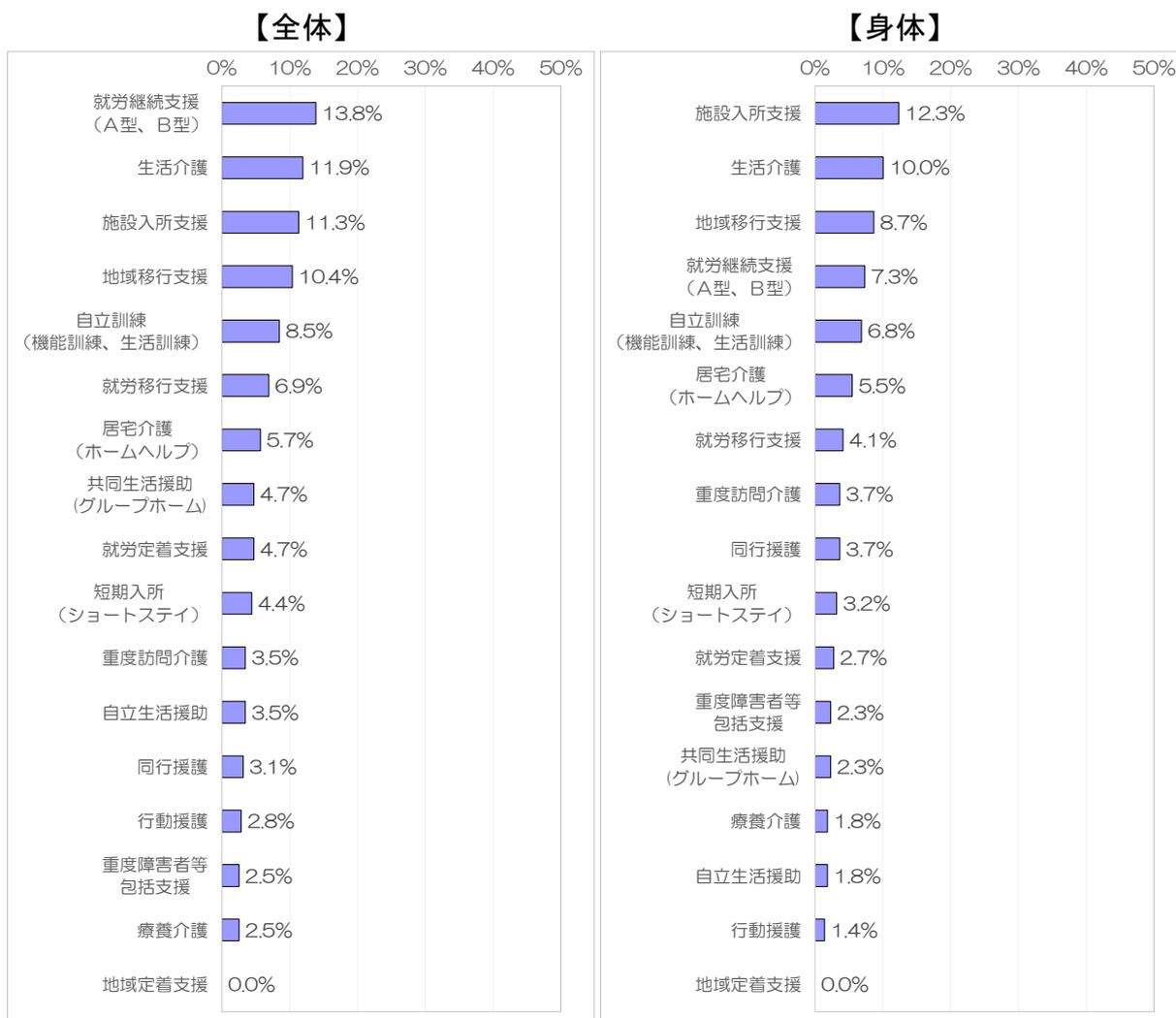
【精神】



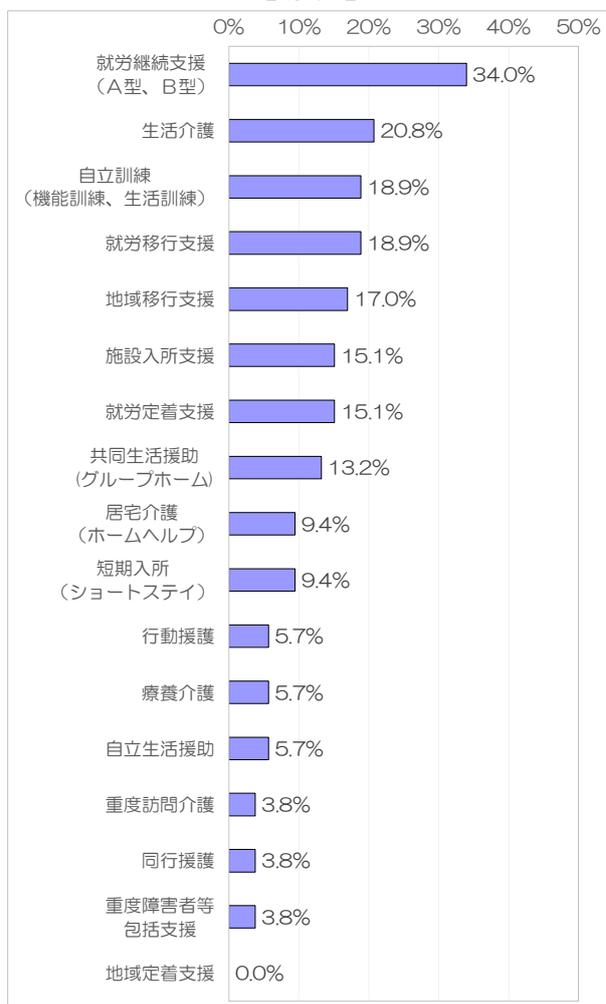
③ 今後3年以内に利用したいサービス

「就労継続支援（A型、B型）」が最も多く、次いで「生活介護」、「施設入所支援」となっています。

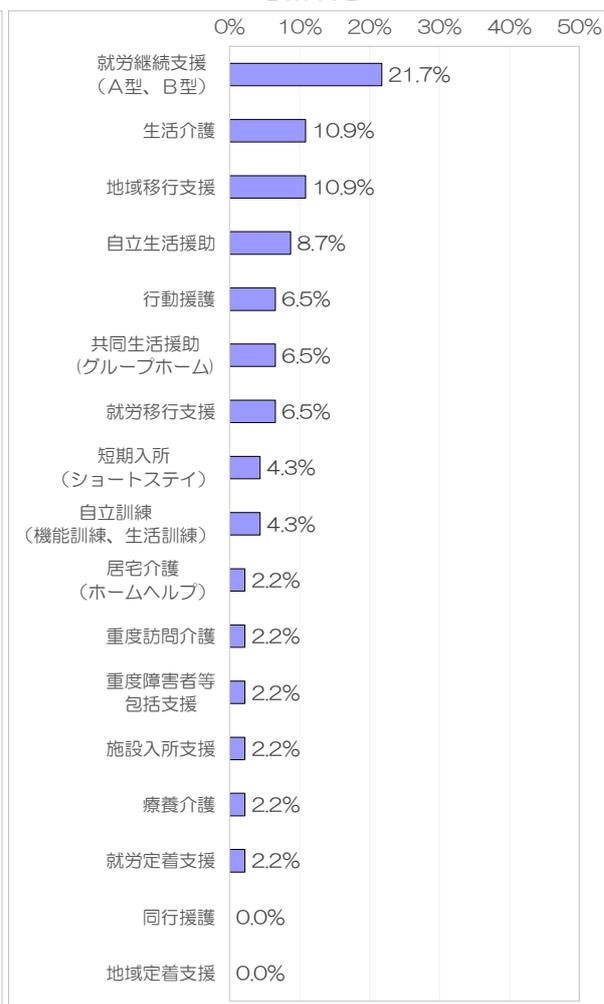
障がい種別でみると、身体は「施設入所支援」、療育及び精神は「就労継続支援（A型、B型）」が最も多くなっています。



【療育】



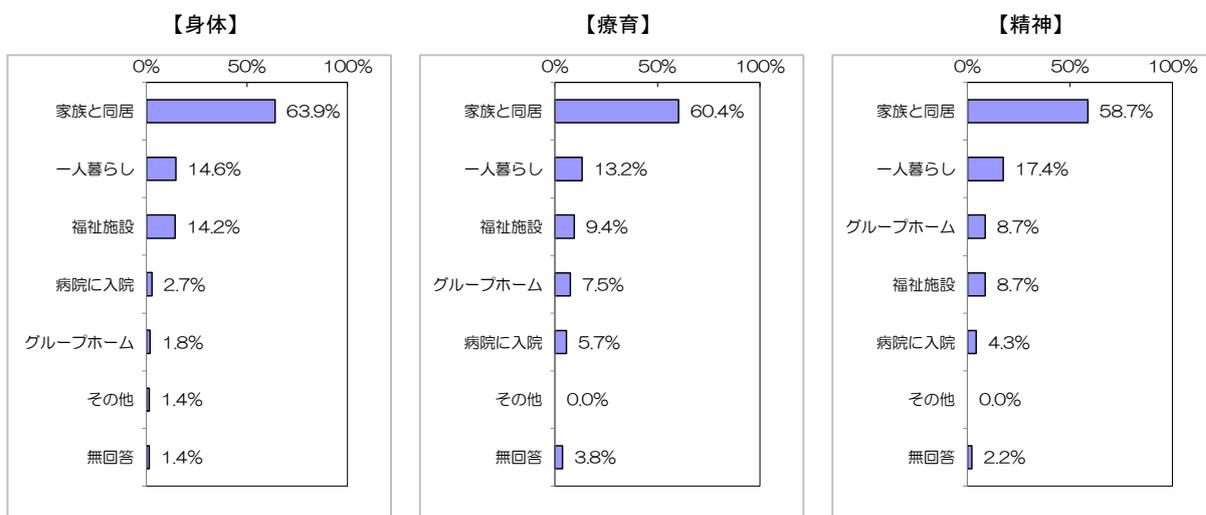
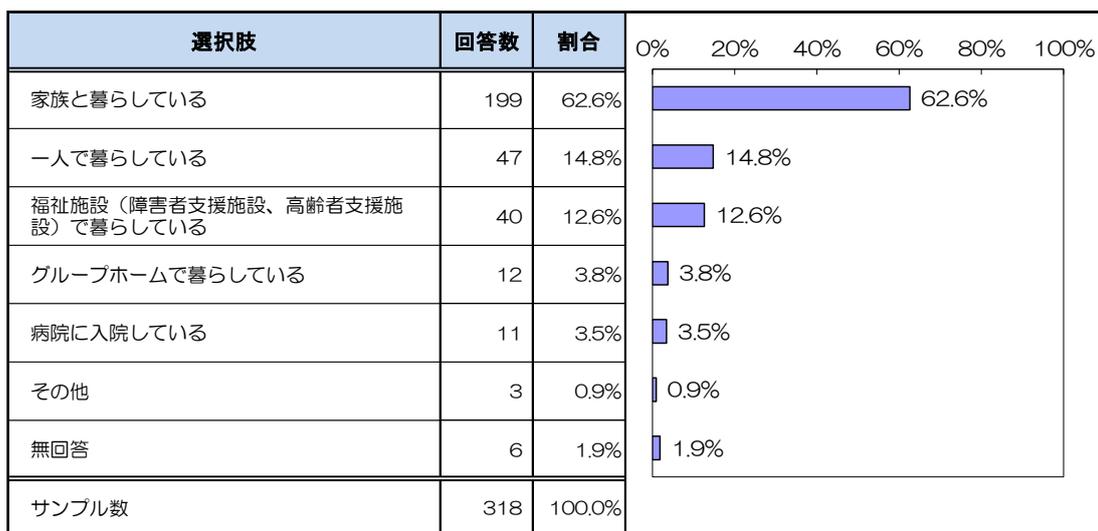
【精神】



④ 現在の暮らし

「家族と暮らしている」(62.6%)、「一人で暮らしている」(14.8%)、「福祉施設で暮らしている」(12.6%)の順となっています。

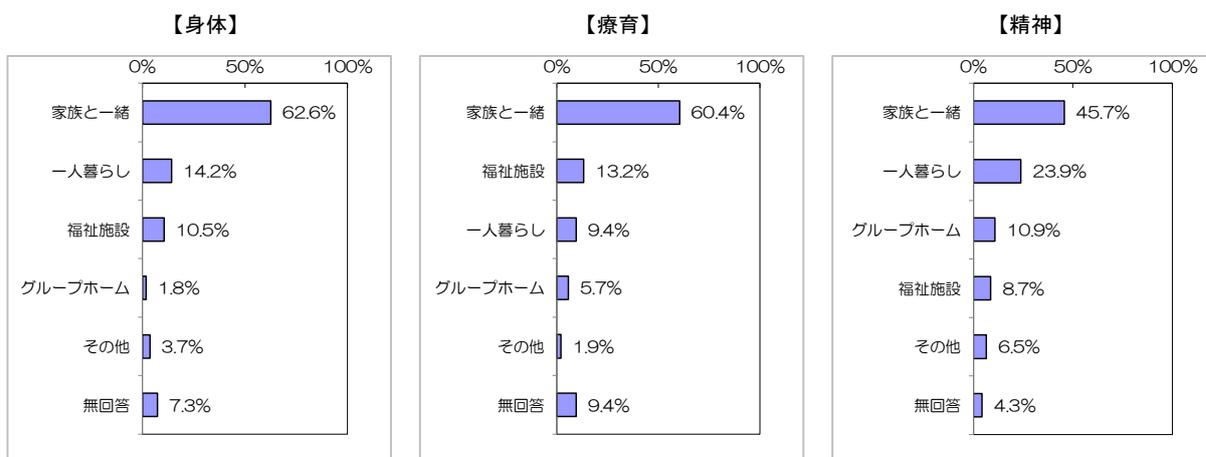
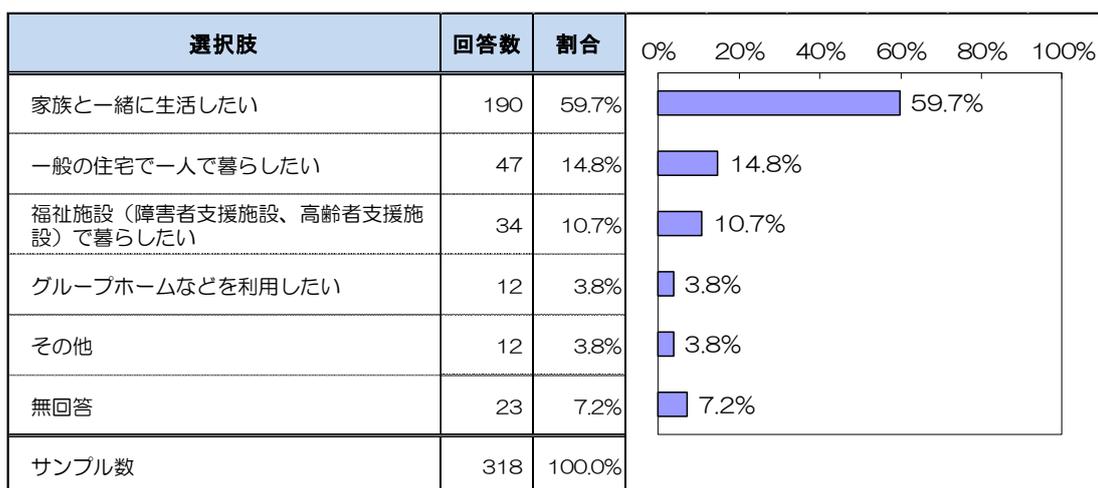
障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「家族と暮らしている」が最も多くなっています。



⑤ 今後3年以内の暮らしの希望

「家族と一緒に生活したい」(59.7%)、「一般の住宅で一人で暮らしたい」(14.8%)、「福祉施設で暮らしたい」(10.7%)の順となっています。

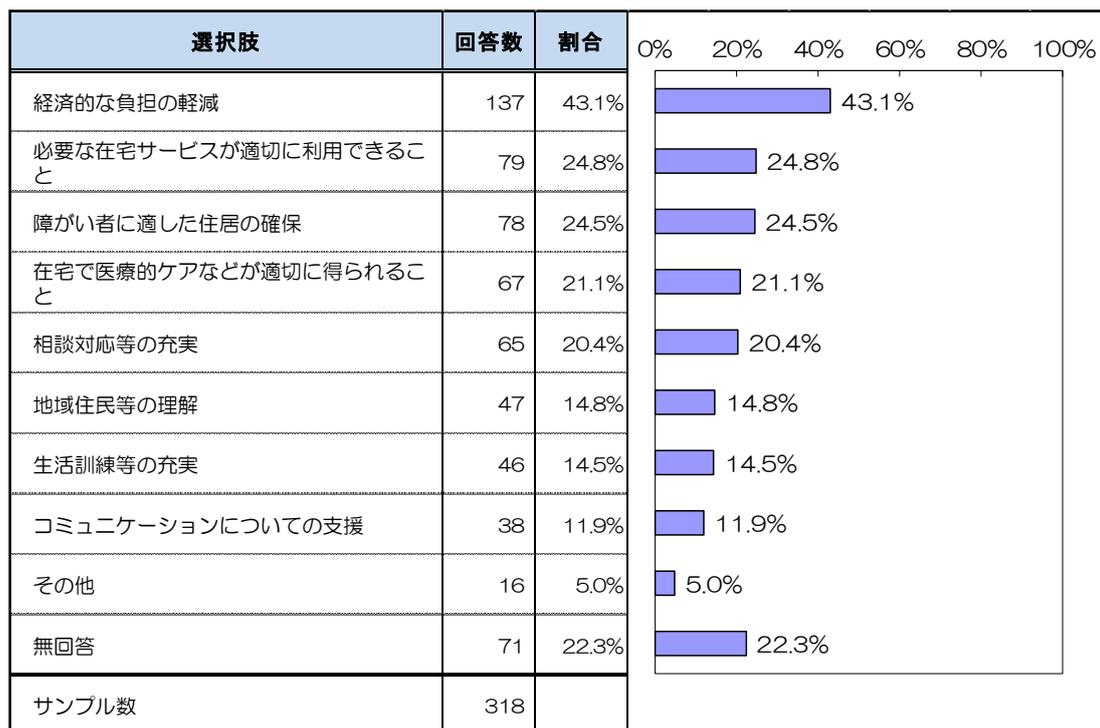
障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「家族と一緒に生活したい」が最も多くなっています。



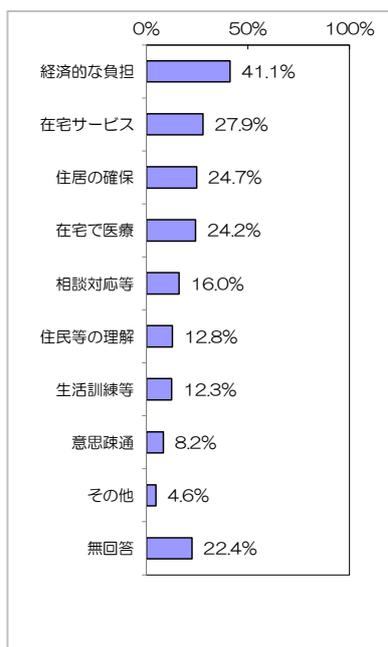
⑥ 希望する暮らしを送るために必要な支援（あてはまるもの全て選択）

「経済的な負担の軽減」（43.1%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（24.8%）、「障がい者に適した住宅の確保」（24.5%）の順となっています。

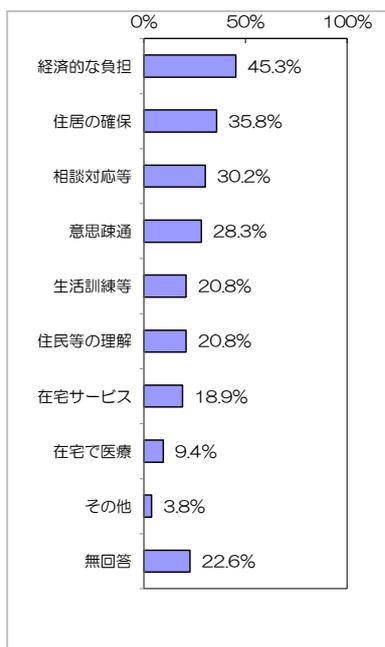
障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。



【身体】



【療育】



【精神】

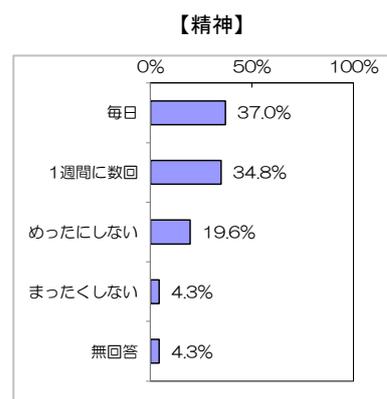
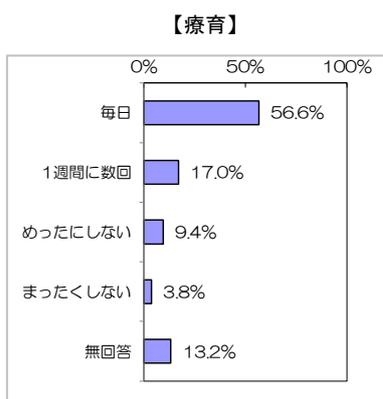
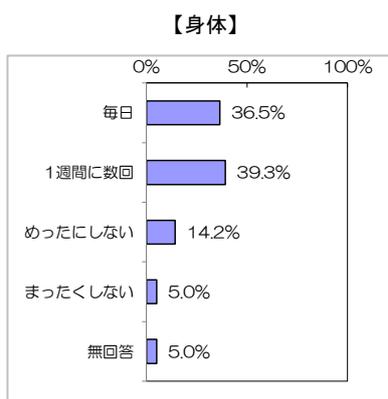


⑦ 1週間にどの程度外出するか

「めったに外出しない」(14.2%)、「まったく外出しない」(4.7%)と回答した割合の合計が18.9%となっています。

障がい種別で「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答した割合の合計をみると、身体が19.2%、療育が13.1%、精神が23.9%となっています。

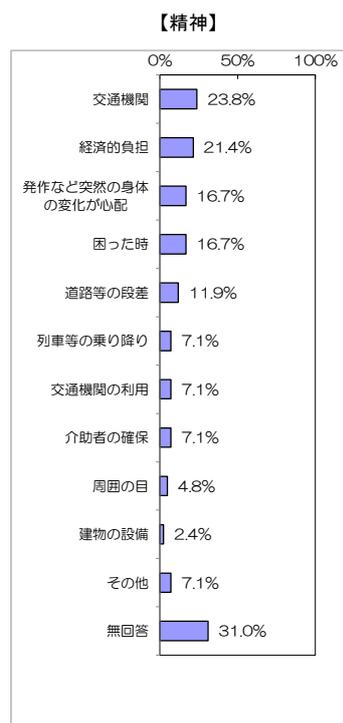
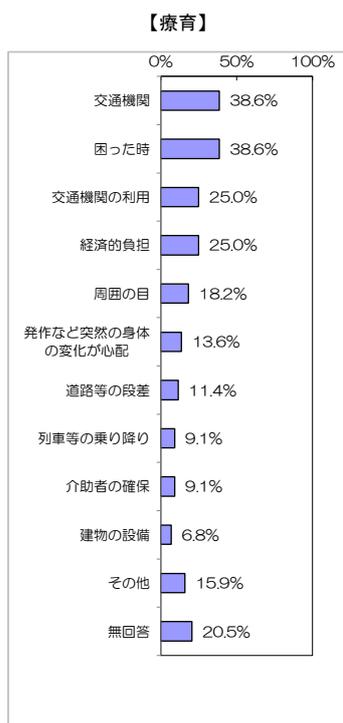
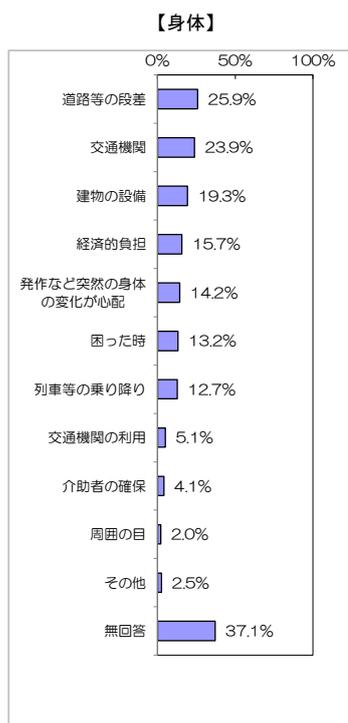
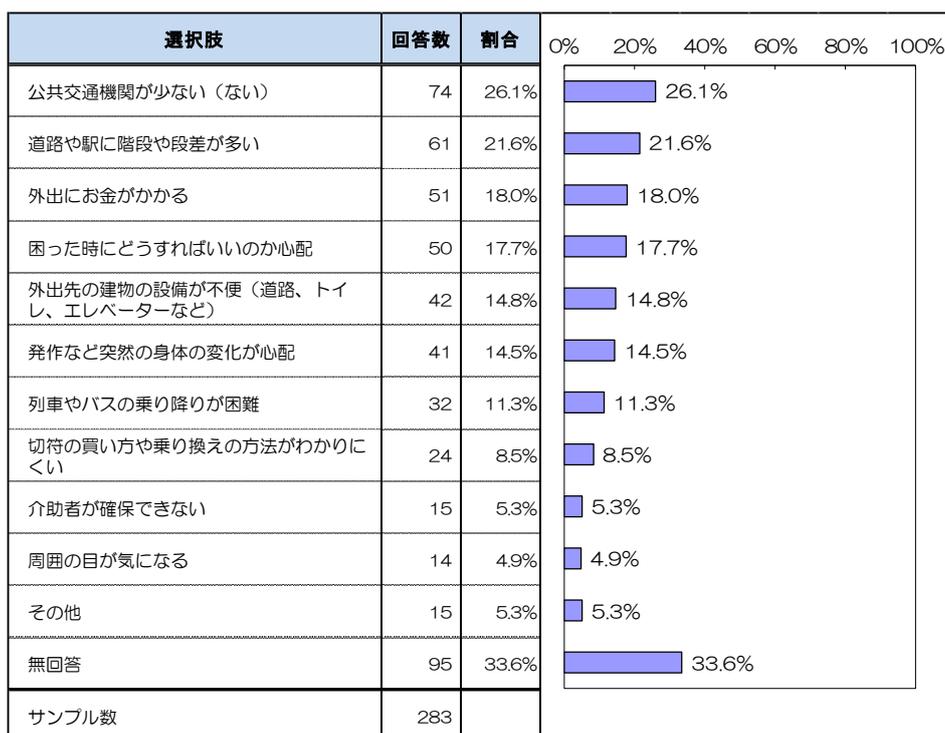
選択肢	回答数	割合
毎日外出する	127	39.9%
1週間に数回外出する	111	34.9%
めったに外出しない	45	14.2%
まったく外出しない	15	4.7%
無回答	20	6.3%
サンプル数	318	100.0%



⑧ 外出する時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「公共交通機関が少ない（ない）」（26.1%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（21.6%）などとなっています。

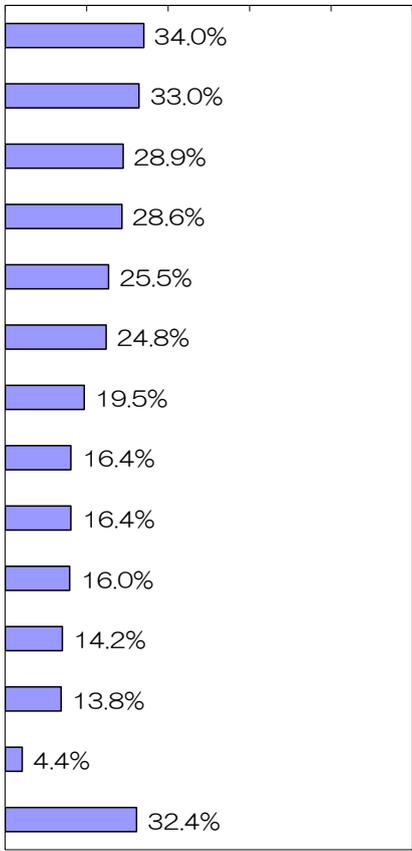
障がい種別でみると、身体は「道路や駅に階段や段差が多い」、療育及び精神は「公共交通機関が少ない（ない）」が最も多くなっています。

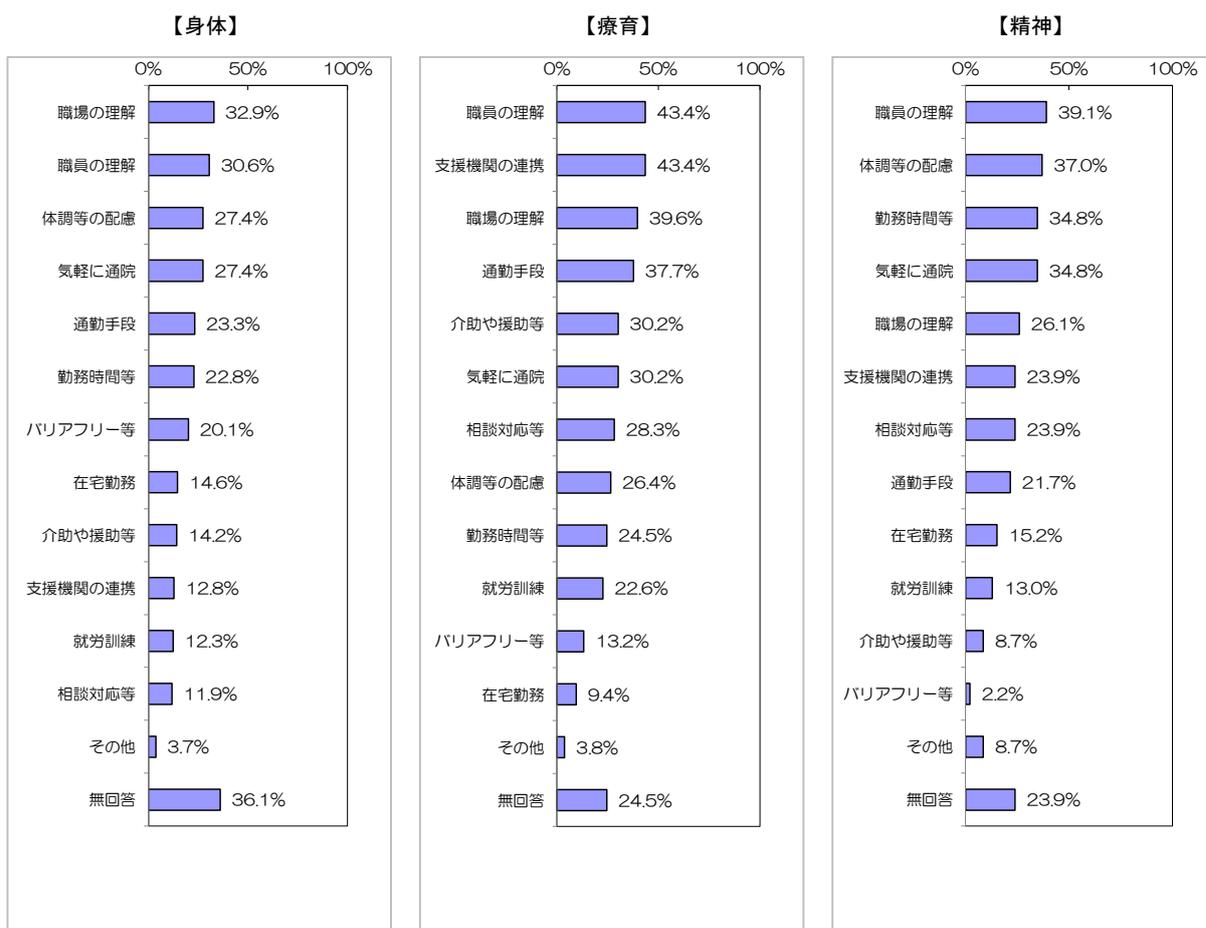


## ⑨ 障がい者の就労支援として必要なこと（あてはまるもの全て選択）

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(34.0%)、「職場の障がい者理解」(33.0%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院ができること」(28.9%)の順となっています。

障がい種別でみると、身体は「職場の障がい者理解」、療育は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、精神は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合	0%	20%	40%	60%	80%	100%
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	108	34.0%						
職場の障がい者理解	105	33.0%						
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	92	28.9%						
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	91	28.6%						
通勤手段の確保	81	25.5%						
短時間勤務や勤務日数等の配慮	79	24.8%						
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	62	19.5%						
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	52	16.4%						
仕事についての職場外での相談対応、支援	52	16.4%						
職場で介助や援助等が受けられること	51	16.0%						
企業ニーズに合った就労訓練	45	14.2%						
在宅勤務の拡充	44	13.8%						
その他	14	4.4%						
無回答	103	32.4%						
サンプル数	318							

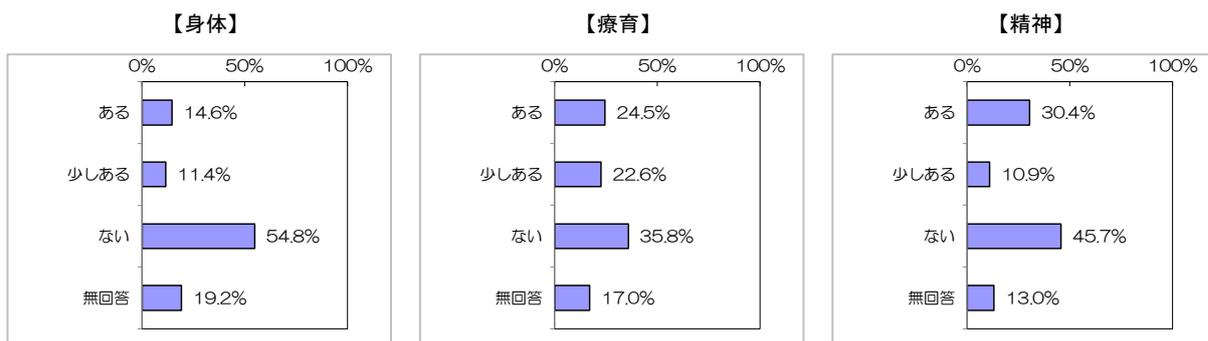


⑩ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」(18.6%)、「少しある」(13.2%)と回答した割合の合計が31.8%となっています。

障がい種別で「ある」、「少しある」と回答した割合の合計をみると、身体が26.0%、療育が47.1%、精神が41.3%となっています。

選択肢	回答数	割合
ある	59	18.6%
少しある	42	13.2%
ない	160	50.3%
無回答	57	17.9%
サンプル数	318	100.0%

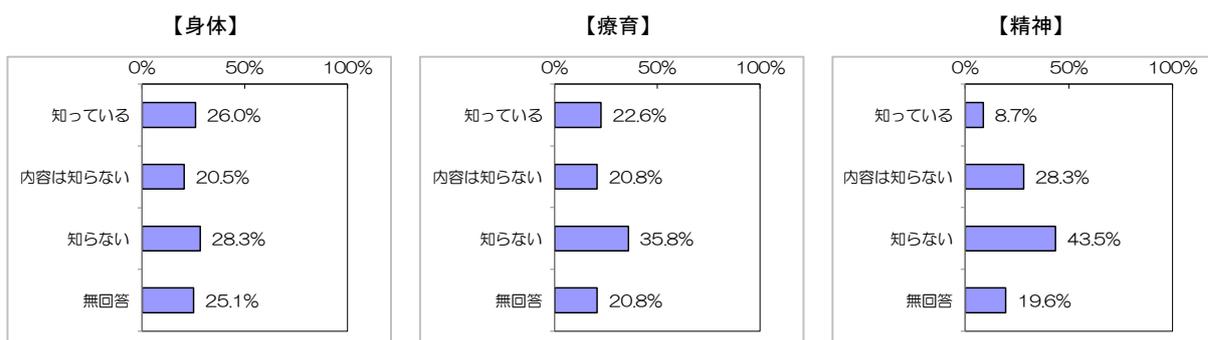


⑪ 成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」が23.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が21.7%、「名前も内容も知らない」が31.8%となっています。

種がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

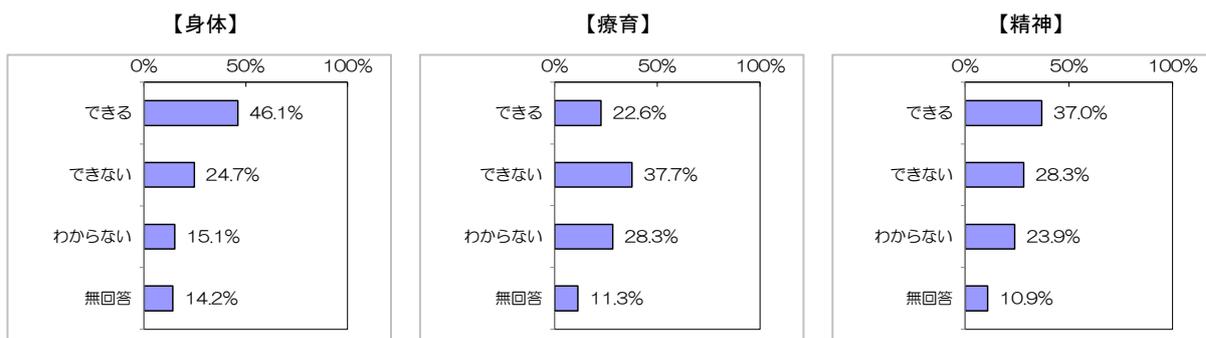
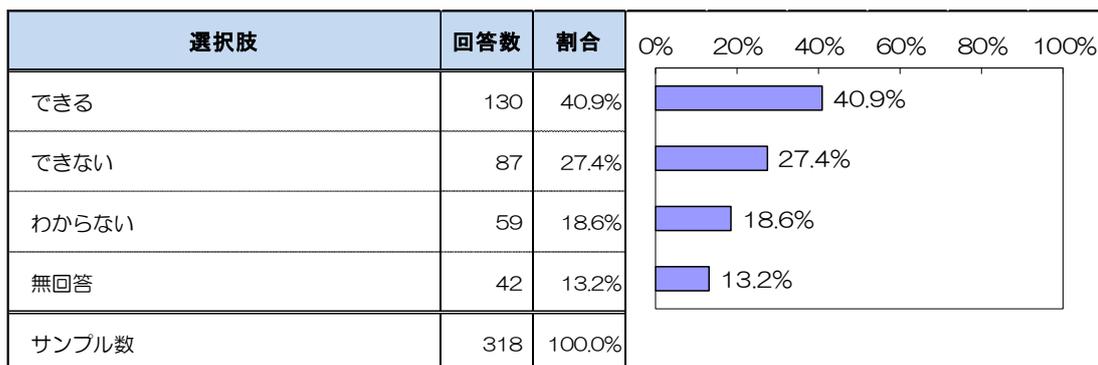
選択肢	回答数	割合
名前も内容も知っている	73	23.0%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	69	21.7%
名前も内容も知らない	101	31.8%
無回答	75	23.6%
サンプル数	318	100.0%



⑫ 災害時に一人で避難できるか

「できる」が40.9%、「できない」が27.4%、「わからない」が18.6%となっています。

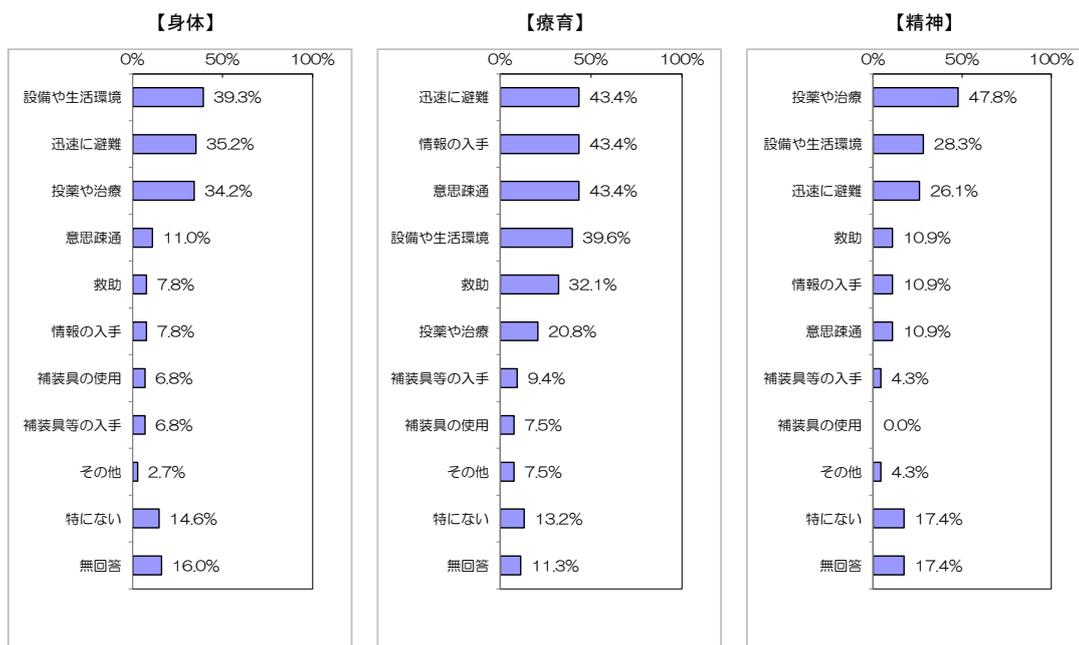
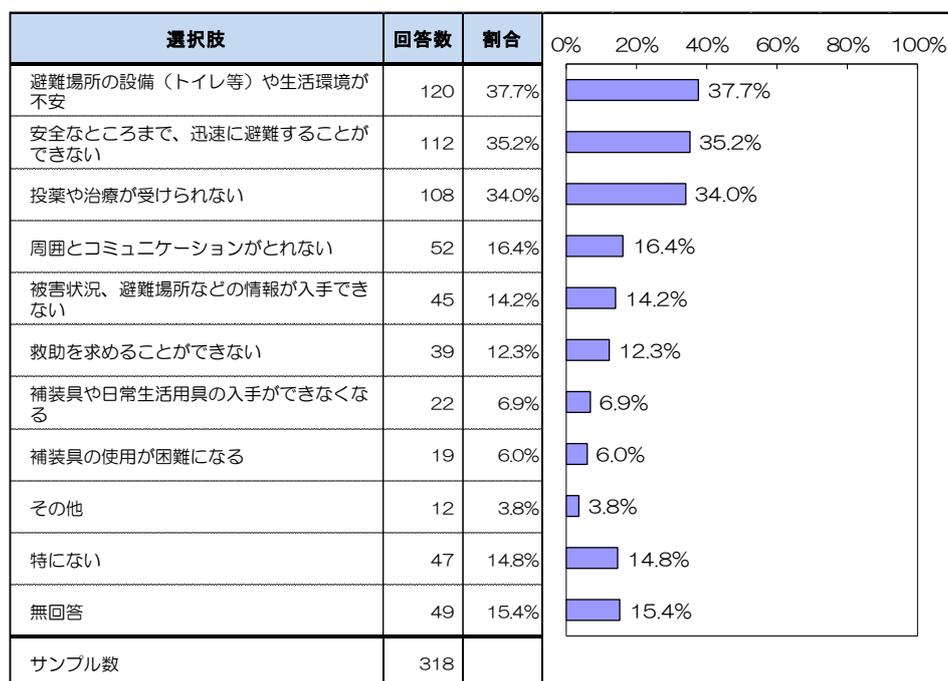
障がい種別でみると、身体及び精神は「できる」、療育は「できない」が最も多くなっています。



⑬ 災害時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」（37.7%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（35.2%）、「投薬や治療が受けられない」（34.0%）の順となっています。

障がい種別でみると、身体は「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」、療育は「安全なところまで、迅速に避難することができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神は「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっています。



(3) 保護者調査 (抜粋)

① お子さんの状況

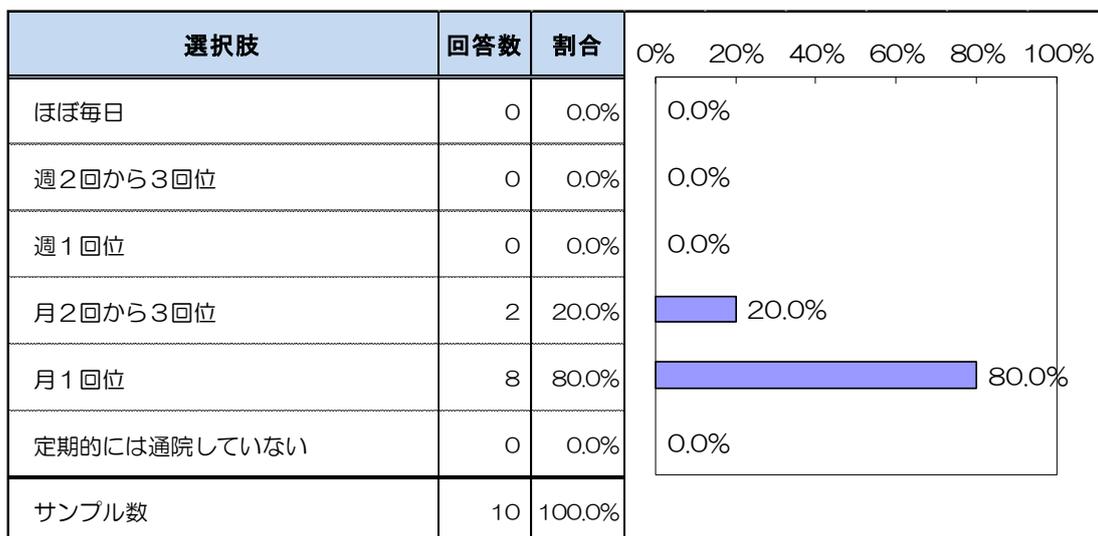
ア) 年齢



イ) 発達障がい診断の有無

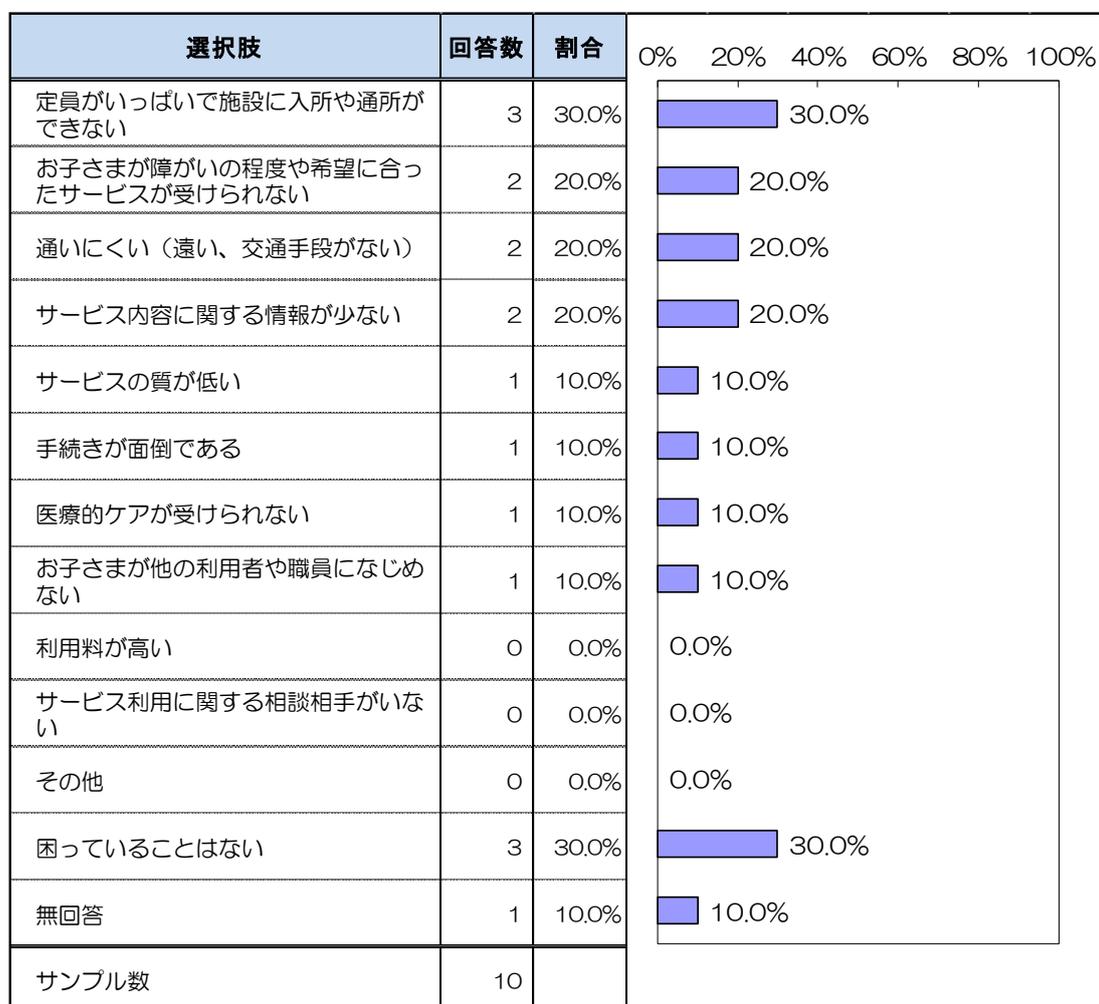


ウ) 医療機関の通院頻度



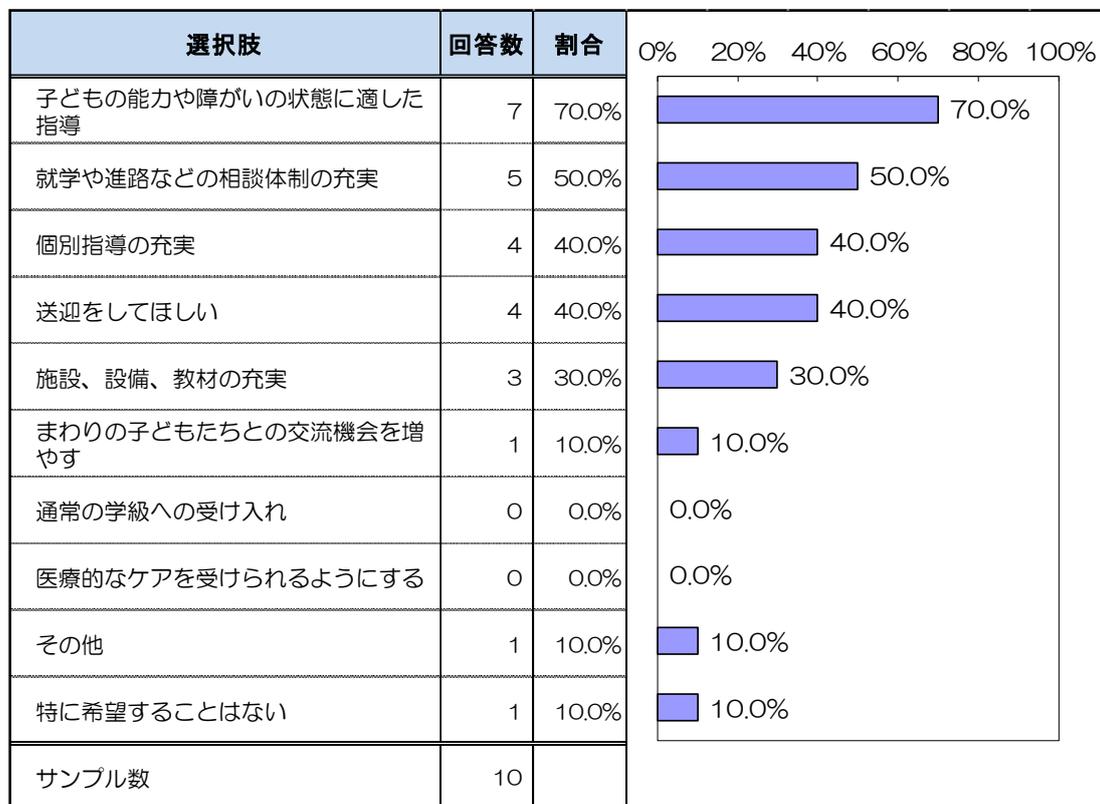
## ② 福祉サービスを利用する上での困りごと（あてはまるもの全て選択）

「定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない」（30.0%）などとなっています。



③ 保育所（園）・幼稚園・小学校などに望むこと（あてはまるもの全て選択）

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」（70.0%）、「就学や進路などの相談体制の充実」（50.0%）などとなっています。



## (4) 事業所調査結果（抜粋）

## ① サービス利用者の推移

「増加すると見込んでいる」が66.7%、「横ばいであると見込んでいる」が33.3%となっています。



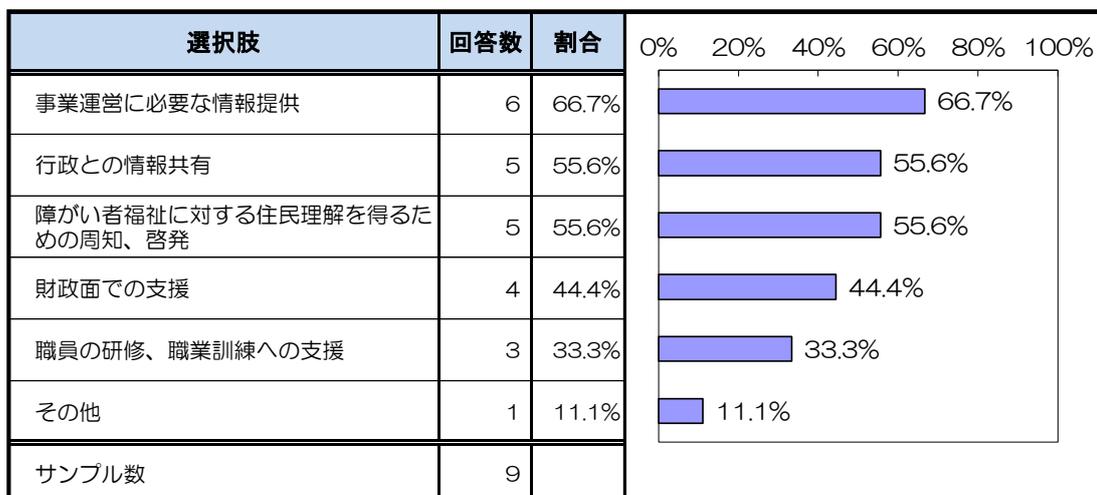
## ② 事業規模の意向

「事業を拡大する」が22.2%、「事業を維持する」が77.8%となっています。



## ③ 必要とする支援（あてはまるもの全て選択）

「事業運営に必要な情報提供」(66.7%)、「行政との情報共有」(55.6%)、「障がい者福祉に対する住民理解を得るための周知、啓発」(55.6%) となっています。



## 第3章 第5期計画等の実施状況

第5期障がい福祉計画において定めた5つの成果目標及び各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

※令和2年度の実績は令和2年11月現在のものとなっています。以降も同様です。

### 1 成果目標の実施状況

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「地域生活移行者」については、認定調査や計画相談等の機会を捉えて、施設入所者の地域移行の可能性や意向の把握に努めましたが、令和2年度実績は0名で目標達成困難となっています。

「施設入所者の削減」については、3人の削減となっており、目標を達成できる見込みとなっています。

目標	実績
<b>【地域生活移行者】</b> 令和2年度末に、平成28年度末時点の施設入所者（35人）のうち4人が地域生活へ移行する。	0人 目標対比▲4人
<b>【施設入所者の削減】</b> 令和2年度末に、平成28年度末時点の施設入所者（35人）のうち3人を削減し、32人とする。	32人 目標対比±0人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

新富町障がい者自立支援協議会において、協議の場を設置しています。

目標	実績
<b>【協議の場の設置】</b> 令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を、町単独設置する。	設置済み

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度までの地域生活拠点支援の整備には至りませんでした。令和5年度までに児湯圏域（以下「圏域」という。）で整備する予定です。

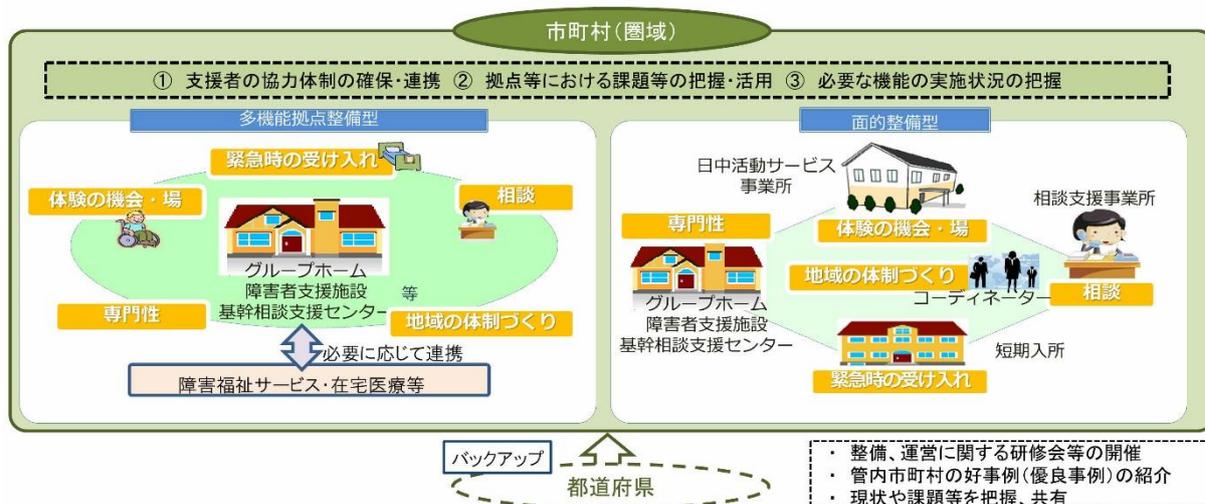
目標	実績
<b>【地域生活支援拠点等の整備】</b> 令和2年度末までに、本町単独で整備する。	未設置 令和5年度までに圏域で整備予定

### 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：厚生労働省資料

**(4) 福祉施設から一般就労への移行等**

「一般就労移行者」は令和2年度11月現在実績なしとなっています。一般就労移行希望者に対する支援を関係機関と連携しながら行い、目標を達成できるように努めます。

「就労移行支援事業の利用者数」は目標を達成しています。今後も引き続き当該サービス利用者に対する支援を継続します。

目標	実績
<b>【一般就労移行者】</b> 令和2年度中の一般就労への移行者を1人とする。	0人 目標対比▲1人
<b>【就労移行支援事業の利用者数】</b> 令和2年度における就労移行支援事業の利用者を14人とする。	16人 目標対比+2人

**(5) 障害児支援の提供体制の整備等**

**① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

「児童発達支援センターの設置」については未設置となっています。令和5年度末までに町単独で設置目標といたします。

「保育所等訪問支援の利用体制構築」については支援体制構築済みとなっています。

目標	実績
<b>【児童発達支援センターの設置】</b> 令和2年度末までに、少なくとも1か所以上を設置する。	未設置 令和5年度末 までに 町単独設置予定
<b>【保育所等訪問支援の利用体制構築】</b> 保育所等訪問支援体制の構築を図る。	支援体制構築済み

## ② 医療的ニーズへの対応

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備」については圏域で確保しています。

「関係機関等が連携を図るための協議の場」については平成30年度末までの設置には至りませんでした。西諸圏域の市町と協議・検討しながら、令和5年度末までに圏域設置目標といたします。

目標	実績
<p><b>【重症心身障がい児を支援する事業所の整備】</b> 令和2年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを整備する。</p>	<p>圏域で 整備済み</p>
<p><b>【協議の場の設置】</b> 平成30年度までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。</p>	<p>未設置 令和5年度末 までに 圏域設置予定</p>

## 2 活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障がい福祉サービス、(2) 障がい児通所支援・障がい児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

### (1) 障がい福祉サービス

#### ① 訪問系サービス

種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	計画	36人	37人	38人
重度訪問介護		1,080時間	1,110時間	1,140時間
行動援護	実績	32人	27人	28人
重度障害者等包括支援		732時間	595時間	616時間
同行援護				

#### ② 日中活動系サービス

種類		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
生活介護	計画	54人	1,080人日	55人	1,100人日	56人	1,120人日
	実績	54人	939人日	56人	1,170人日	56人	1,008人日
自立訓練（機能訓練）	計画	3人	66人日	3人	66人日	3人	66人日
	実績	3人	50人日	1人	22人日	2人	38人日
自立訓練（生活訓練）	計画	6人	60人日	6人	60人日	6人	60人日
	実績	5人	48人日	5人	27人日	6人	48人日
就労移行支援	計画	12人	180人日	14人	210人日	16人	240人日
	実績	20人	324人日	19人	209人日	16人	224人日
就労継続支援（A型）	計画	10人	200人日	11人	220人日	12人	240人日
	実績	20人	314人日	22人	332人日	20人	300人日
就労継続支援（B型）	計画	51人	918人日	52人	936人日	53人	954人日
	実績	66人	1,057人日	68人	1,111人日	68人	1,088人日
就労定着支援	計画	1人		1人		1人	
	実績	2人		2人		1人	
療養介護	計画	13人		13人		13人	
	実績	13人		13人		13人	
短期入所（福祉型）	計画	9人	45人日	9人	45人日	9人	45人日
	実績	7人	40人日	7人	46人日	8人	48人日
短期入所（医療型）	計画	2人	6人日	2人	6人日	2人	6人日
	実績	3人	15人日	3人	25人日	2人	14人日

③ 居住系サービス

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自立生活援助	計画	7人	7人	7人
	実績	0人	0人	7人
共同生活援助	計画	10人	10人	10人
	実績	12人	13人	10人
施設入所支援	計画	34人	33人	32人
	実績	37人	37人	32人

④ 相談支援

種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	28人	29人	30人
	実績	40人	40人	30人
地域移行支援	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	2人	1人
地域定着支援	計画	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	1人

(2) 障がい児通所支援・障がい児相談支援事業

種類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
児童発達支援	計画	14人	196人日	15人	210人日	16人	224人日
	実績	14人	165人日	13人	141人日	16人	176人日
医療型児童発達支援	計画	1人	14人日	1人	14人日	1人	14人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	1人	14人日
放課後等デイサービス	計画	31人	434人日	32人	448人日	33人	462人日
	実績	44人	574人日	41人	547人日	33人	429人日
保育所等訪問支援	計画	1人	3人日	1人	3人日	1人	3人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	1人	3人日
居宅型児童発達支援	計画	0人	0人日	1人	3人日	1人	3人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	1人	3人日
障害児相談支援	計画	10人		11人		12人	
	実績	12人		12人		12人	
コーディネーターの 配置人数	計画	1人		1人		1人	
	実績	0人		0人		1人	

## 第4章 基本的理念等

### 1 基本的理念

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの<sup>\*</sup>均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障がい福祉サービスの活用を促します。

#### (3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

---

<sup>\*</sup>均てん化：障がい福祉サービス等の地域格差をなくし、全国どこでも等しくサービスを受けられるようにすること

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。なお令和2年度には、重度障害者等日常生活用具給付等事業として暗所視支援眼鏡を対象といたしました。

## 2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の開催等

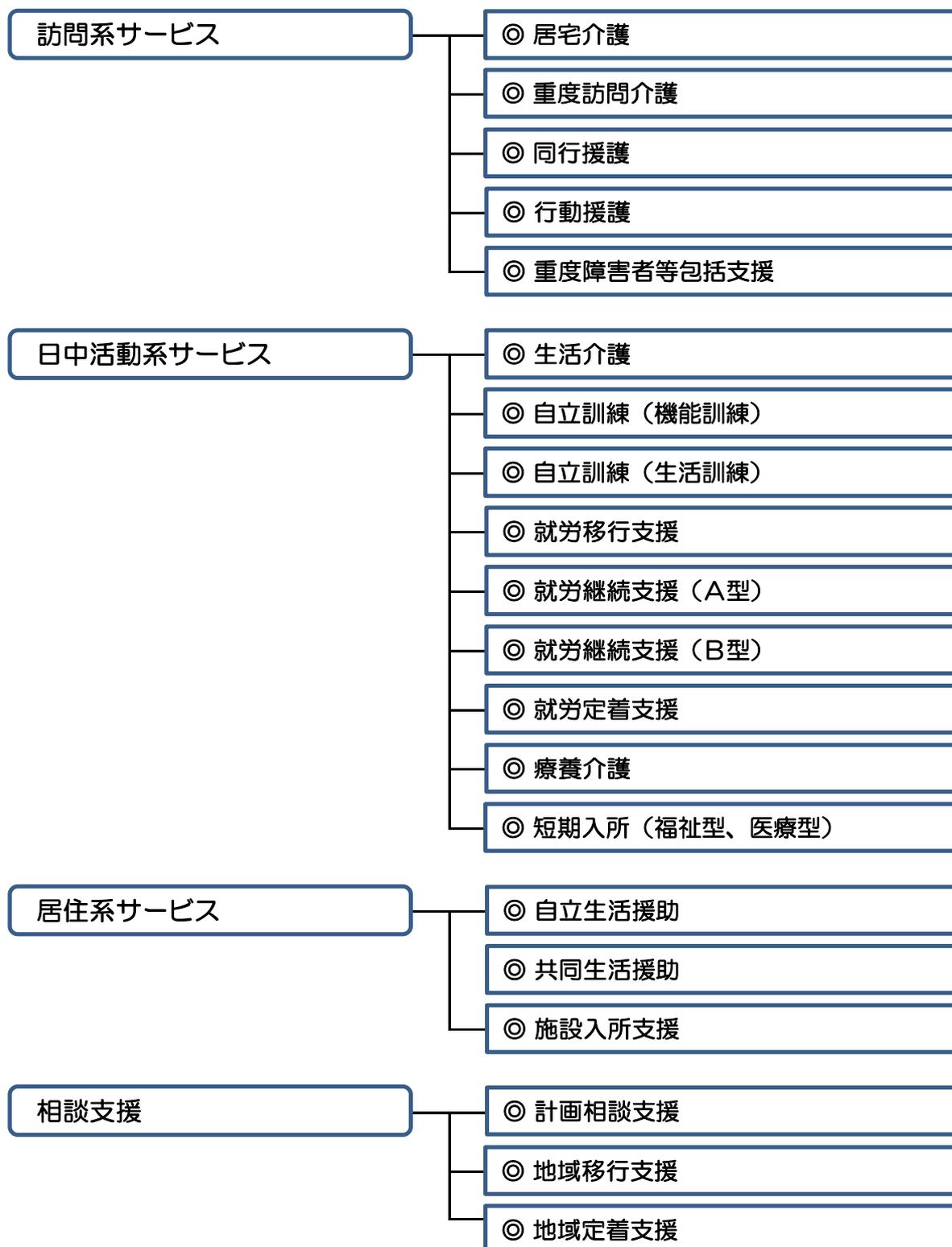
## 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

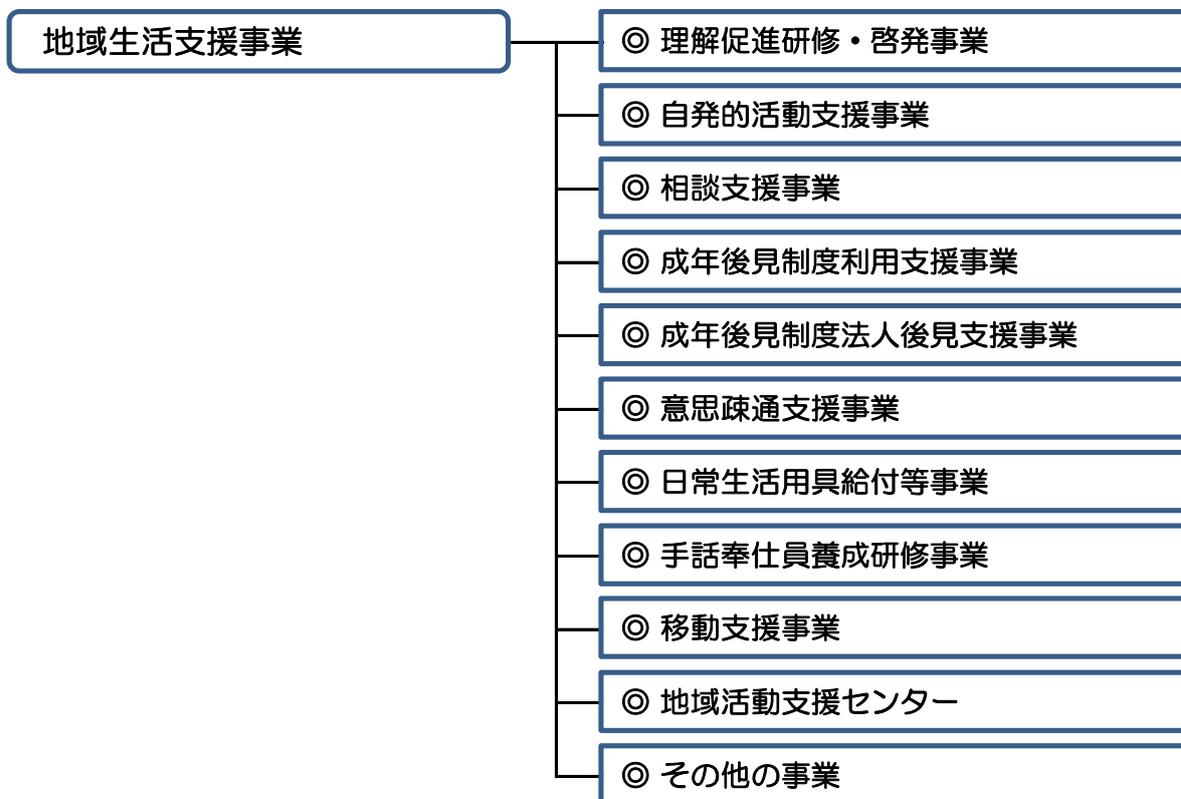
- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 5 事業の全体像

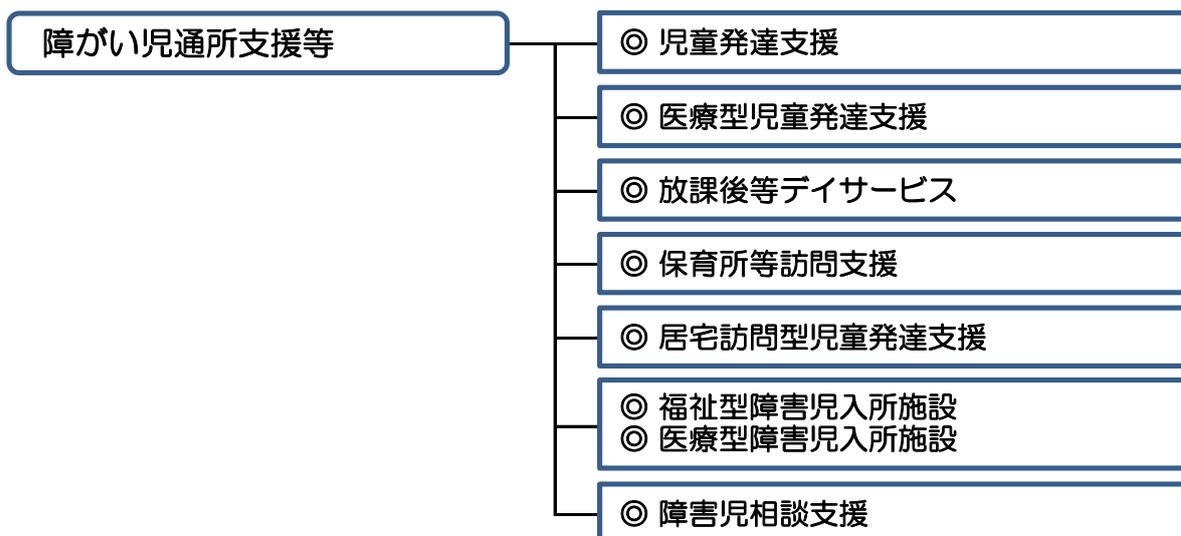
### (1) 自立支援給付（障害者総合支援法）



(2) 地域生活支援事業（障害者総合支援法）



(3) 障がい児通所支援・障がい児相談支援（児童福祉法）



## 第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本指針とします。

#### 町の目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、6%以上（3人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数の目標設定を2人とします。

また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（1人以上）を削減すべき本計画では、本町の実情を考慮し、削減数の目標設定を1人とします。

項目	人数	考え方
施設入所者	37人	令和元年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	2人 5.4%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	36人	令和5年度末の施設入所者
削減見込み	1人 2.7%	

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

国の基本指針
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方			
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所圏域整備します。また、年1回以上運用状況を検証及び検討します。			
令和5年度末の整備箇所数	整備形態	整備目標年度	1年間の運用状況検証・検討の回数
1か所	圏域整備	令和5年度	6回

## 3 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを町に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本指針とします。また、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本指針とします。

町の目標設定の考え方		
令和5年度末までに児童発達支援センターを町単独で設置します。保育所等訪問支援を利用できる体制については既に確保しています。		
令和5年度末の児童発達支援センター整備箇所数	児童発達支援センター設置形態	令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制確保
1か所整備予定	町単独設置	確保有

## (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域に1カ所以上確保することを基本とします。

国の基本指針
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本指針とします。

### ① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

町の目標設定の考え方	
本町では既に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1カ所圏域確保しています。	
令和5年度末の整備箇所数	確保形態
1か所	圏域確保

### ② 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

町の目標設定の考え方	
本町では既に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを1カ所圏域確保しています。	
令和5年度末の整備箇所数	確保形態
1か所	圏域確保

**(3) 医療的ケア児のための協議の場の設置等**

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、圏域及び市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

国の基本指針
<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本指針とします。</p>

**① 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置**

町の目標設定の考え方	
令和5年度末までに関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域設置します。	
令和5年度末の設置見込み	設置形態
設置予定	圏域設置

**② コーディネーターの配置**

町の目標設定の考え方	
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域設置します。	
令和5年度末の配置見込み	設置形態
配置予定	圏域設置

## 4 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、市町又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

国の基本指針
<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本指針とします。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討します。</p>

町の目標設定の考え方	
<p>令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を圏域確保します。</p>	
令和5年度末の構築見込み	確保形態
構築予定	圏域確保

## 5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組（障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本指針とします。

### ① サービスの質の向上を図るための体制の構築

町の目標設定の考え方
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。
令和5年度末の構築見込み
構築予定

### ② サービス等の質を向上させるための取組

町の目標設定の考え方				
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための下記取組を実施します。				
令和5年度末の各種研修への職員の参加	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果		指導監査結果の関係市町村との共有	
	令和5年度末の共有体制	令和5年度末の事業所等との共有の実施	令和5年度末の共有体制	令和5年度末の関係自治体との共有の実施
1人	体制構築予定	1回	体制構築予定	1回

## 第6章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象とした障がい児通所支援等事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

### 1 障がい福祉サービス等

#### (1) 訪問系サービス

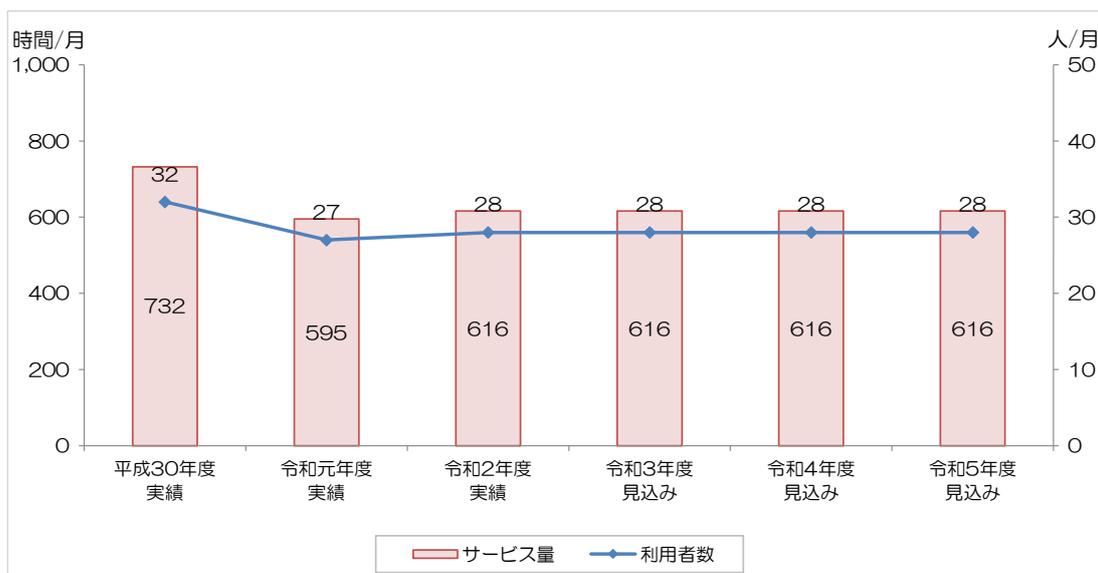
##### ① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 障害支援区分が区分1以上 (児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人 (障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆、代読含む)や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	・ 常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② サービス利用実績・見込量

第5期までの利用実績や障がい者の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	32	27	28	28	28	28
サービス量	時間/月	732	595	616	616	616	616



(2) 日中活動系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人</li> </ul>	<p>地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、又は難病を患っている人</li> </ul>	<p>身体障がいのある人、又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者</li> </ul>	<p>知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人</li> </ul>	<p>就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。</p>
就労継続支援 A 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人</li> </ul>	<p>企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人</li> </ul>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</li> </ul>	<p>一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。</p>

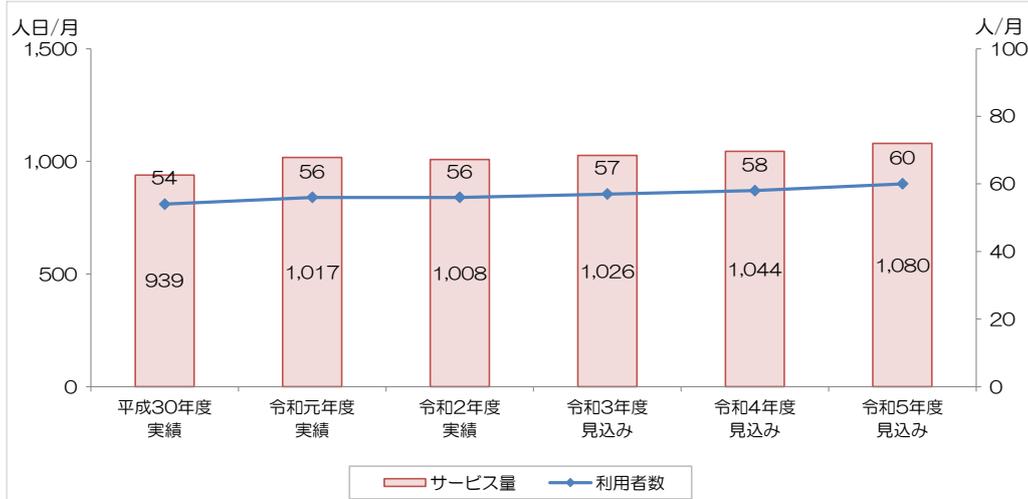
サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人</li> <li>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人</li> <li>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人</li> </ul>	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所（福祉型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分が区分1以上の人</li> <li>・ 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童</li> </ul>	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>
短期入所（医療型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等</li> </ul>	<p>（この欄は上記の短期入所（福祉型）と共通の内容となります。）</p>

② 見込量

第5期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援B型施設等、日中活動の場の見込量を設定します。

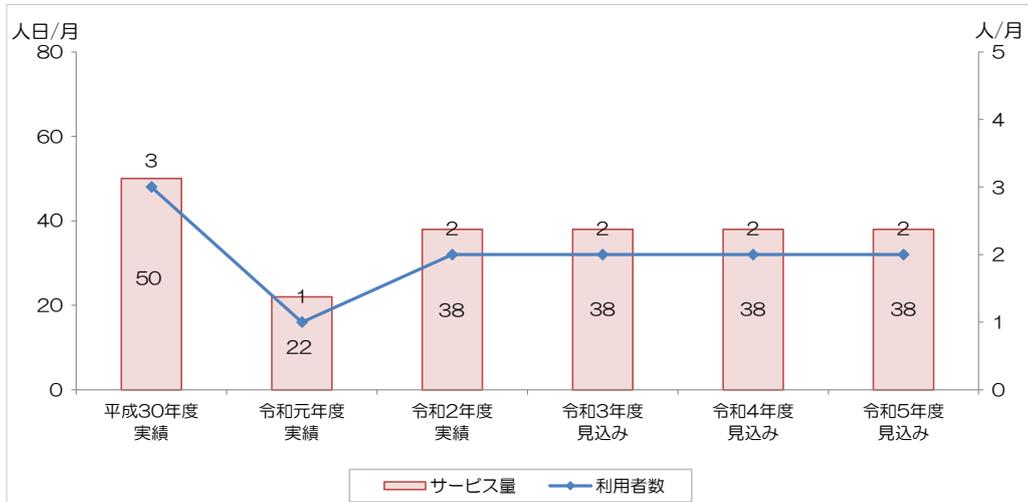
ア) 生活介護

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	54	56	56	57	58	60
サービス量	人日/月	939	1,017	1,008	1,026	1,044	1,080



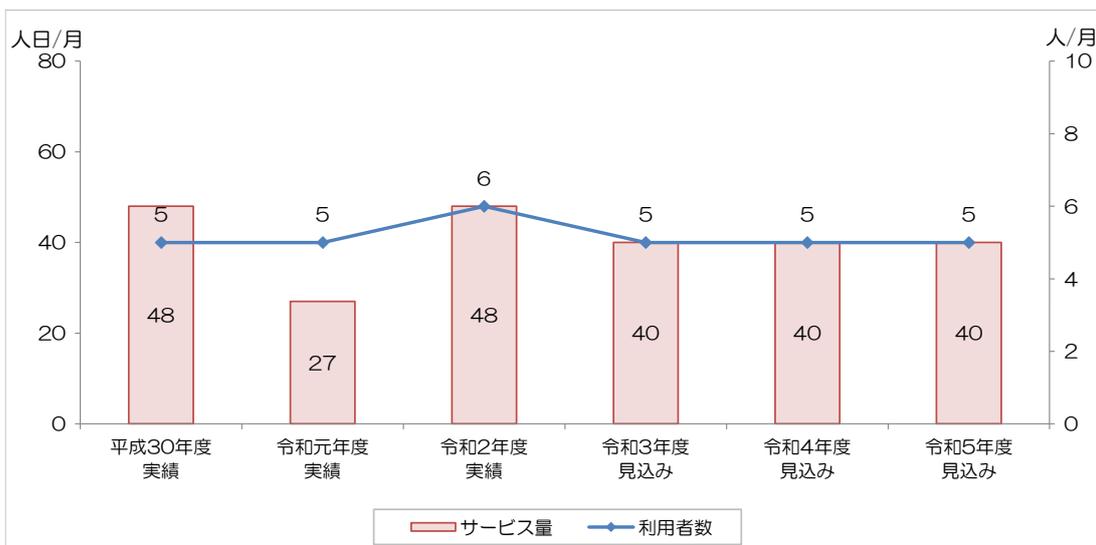
イ) 自立訓練（機能訓練）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	3	1	2	2	2	2
サービス量	人日/月	50	22	38	38	38	38



ウ) 自立訓練（生活訓練）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	5	5	6	5	5	5
サービス量	人日/月	48	27	48	40	40	40



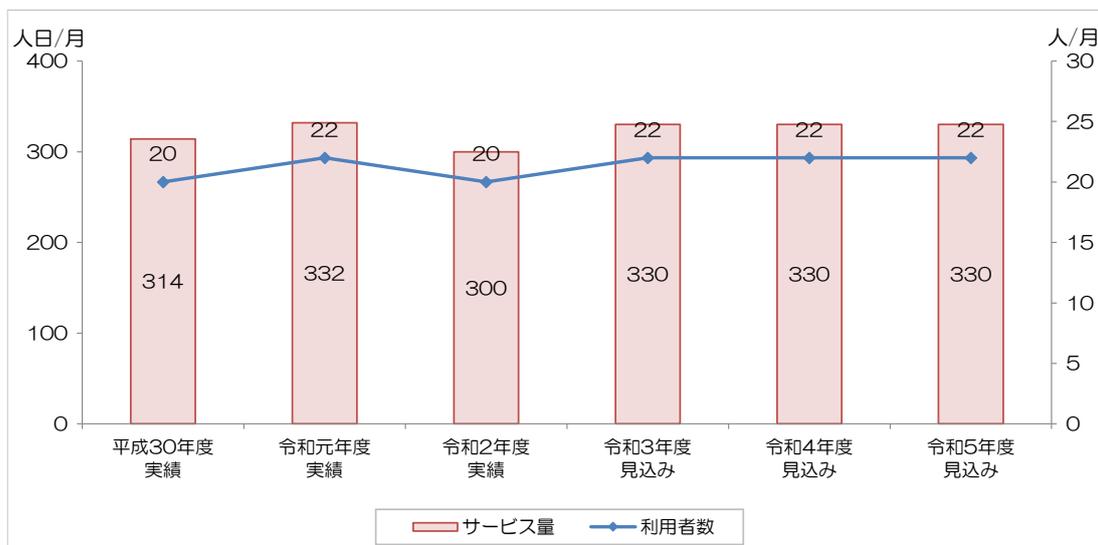
エ) 就労移行支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	20	19	16	16	16	16
サービス量	人日/月	324	209	224	224	224	224



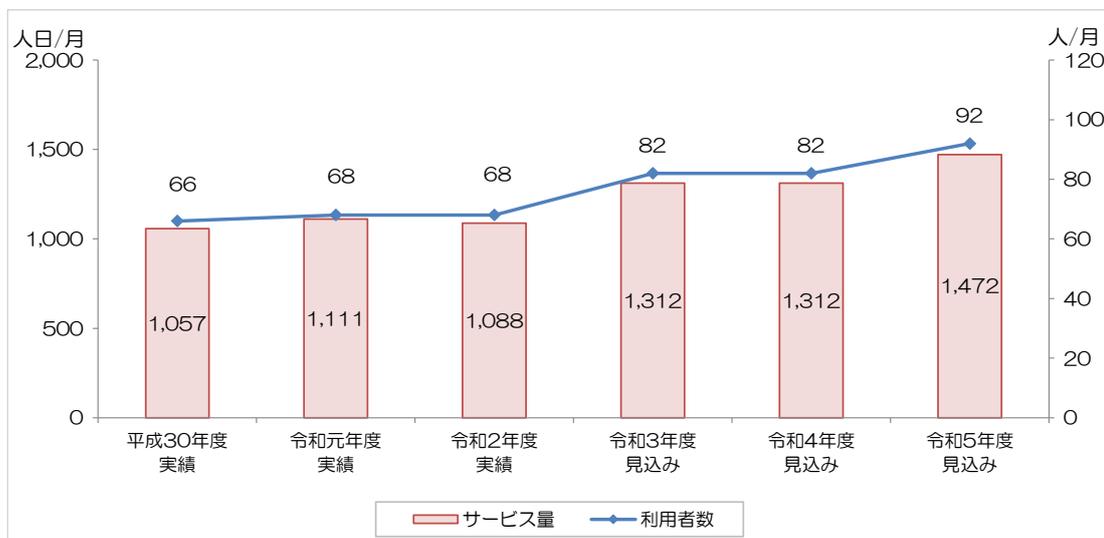
オ) 就労継続支援 (A型)

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	20	22	20	22	22	22
サービス量	人日/月	314	332	300	330	330	330



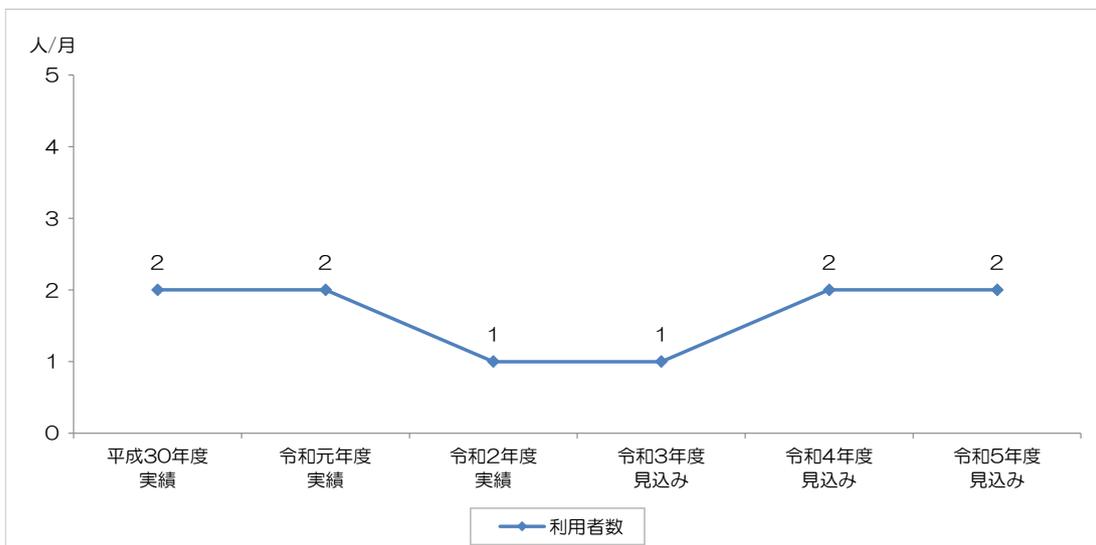
カ) 就労継続支援 (B型)

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	66	68	68	82	82	92
サービス量	人日/月	1,057	1,111	1,088	1,312	1,312	1,472



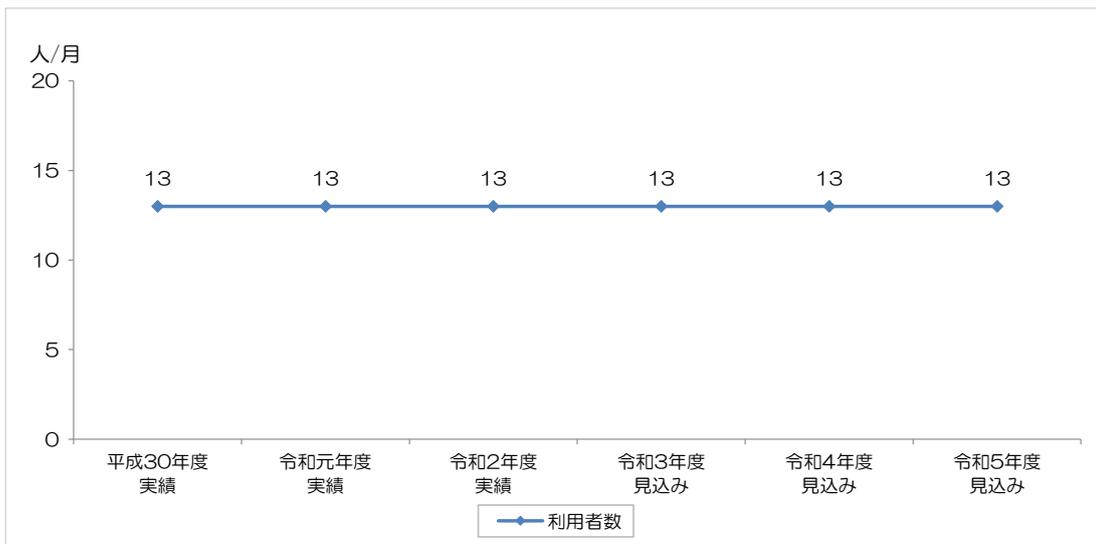
キ) 就労定着支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	2	1	1	2	2



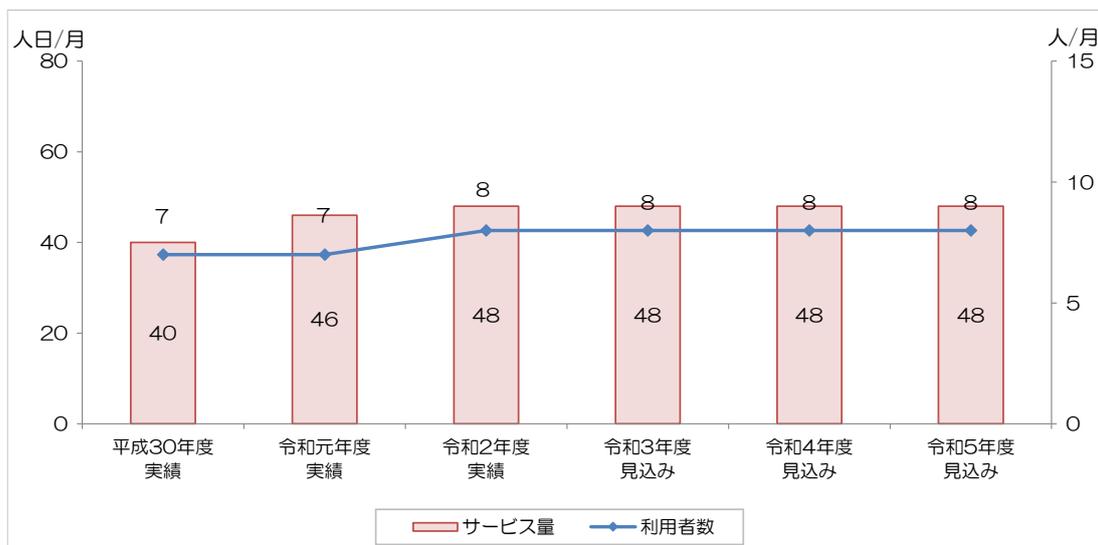
ク) 療養介護

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	13	13	13	13	13	13



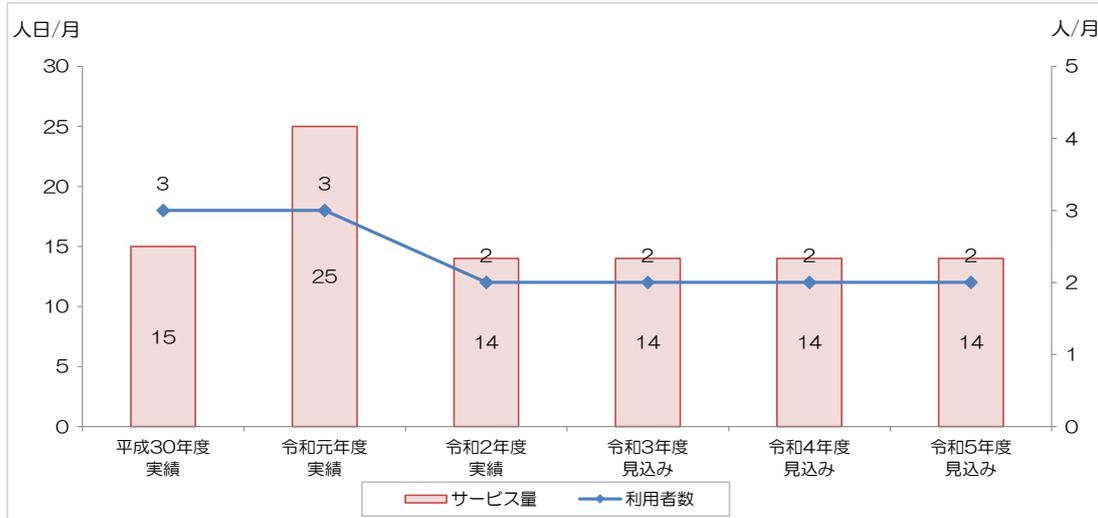
ケ) 短期入所（福祉型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	7	7	8	8	8	8
サービス量	人日/月	40	46	48	48	48	48



コ) 短期入所（医療型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	3	3	2	2	2	2
サービス量	人日/月	15	25	14	14	14	14



(3) 居住系サービス

① 主な対象者・サービス内容

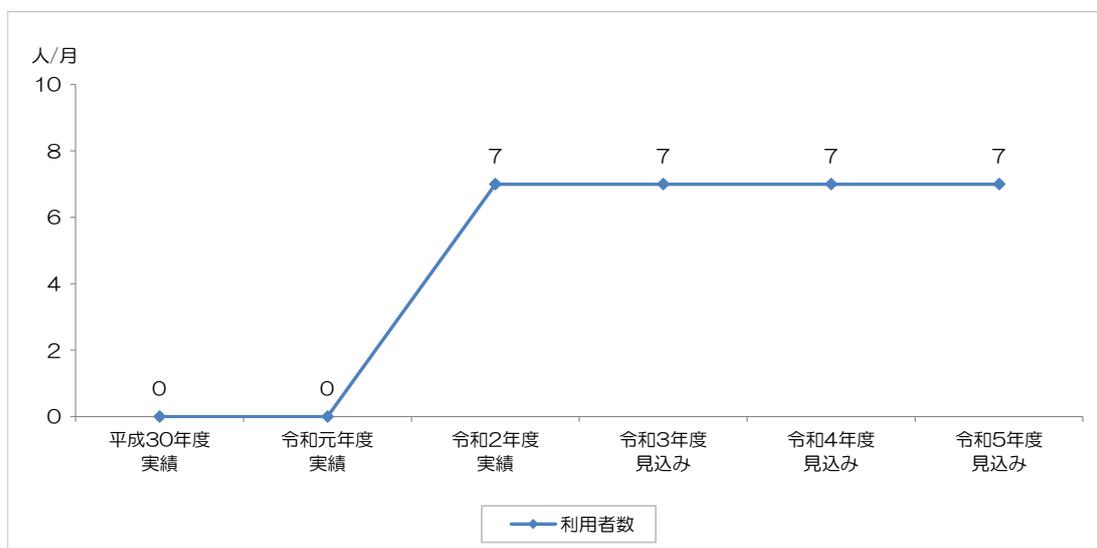
サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等</li> </ul>	<p>定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。</p>
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者（身体障がいのある人にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）</li> </ul>	<p>障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p>
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上)</li> <li>自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人</li> </ul>	<p>施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。</p>

② サービス利用実績・見込み

第5期までの利用実績及び利用者数、障がい者の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。

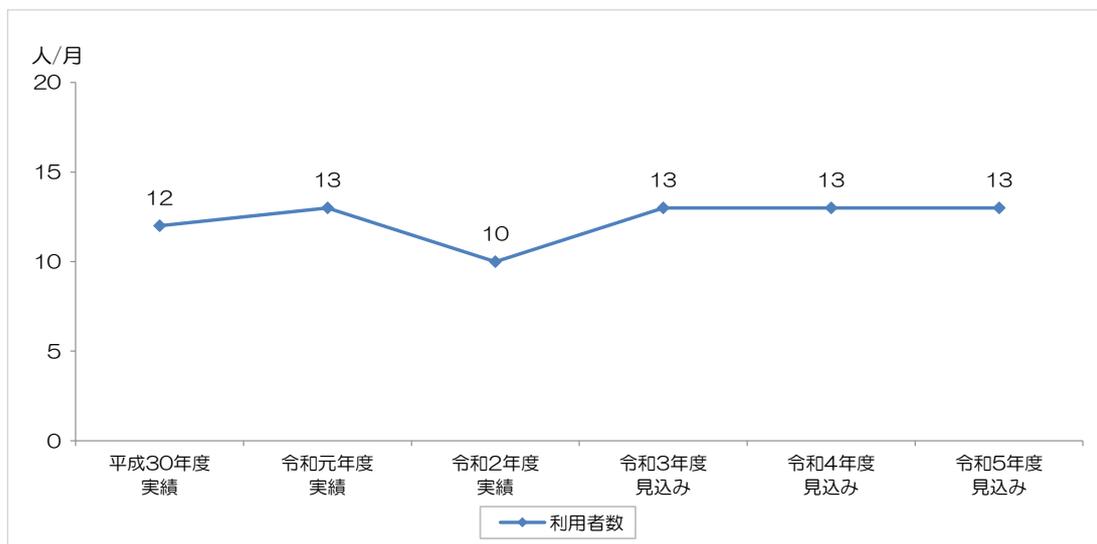
ア) 自立生活援助

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	7	7	7	7



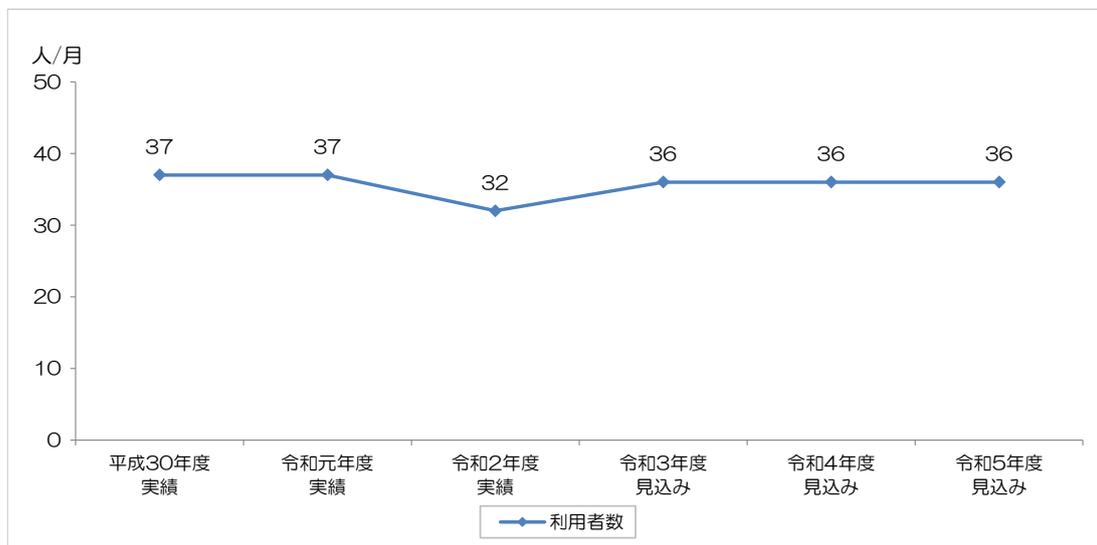
イ) 共同生活援助

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	12	13	10	13	13	13



ウ) 施設入所支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	37	37	32	36	36	36



(4) 相談支援

① 主な対象者・サービス内容

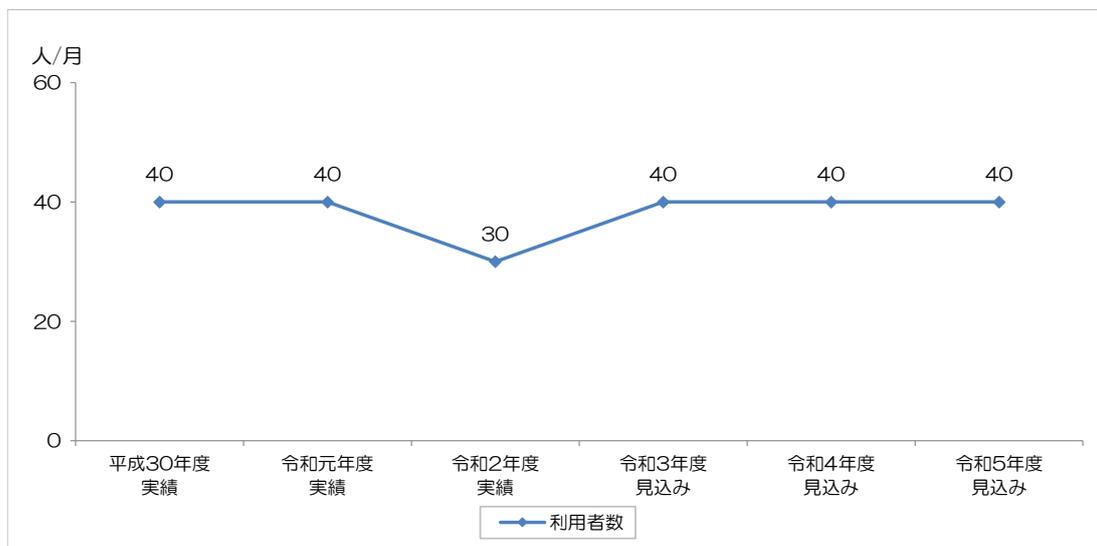
サービス名	主な対象者	サービス内容
<p>計画相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者</li> <li>・ 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者</li> </ul>	<p>サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
<p>地域移行支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者</li> <li>・ 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者</li> </ul>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
<p>地域定着支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者</li> </ul>	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

② サービス利用実績・見込み

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障がい者の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

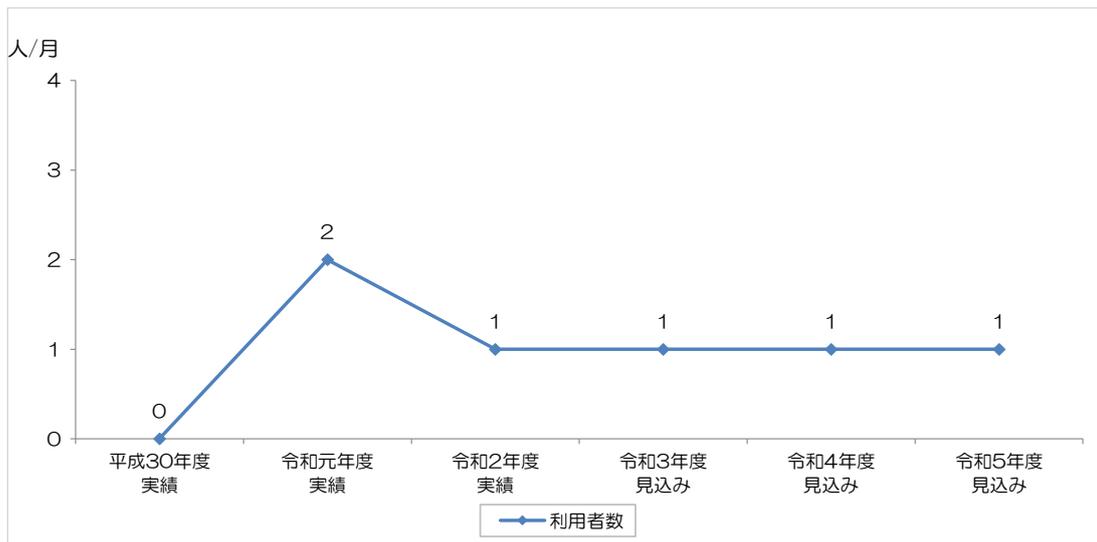
ア) 計画相談支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	40	40	30	40	40	40



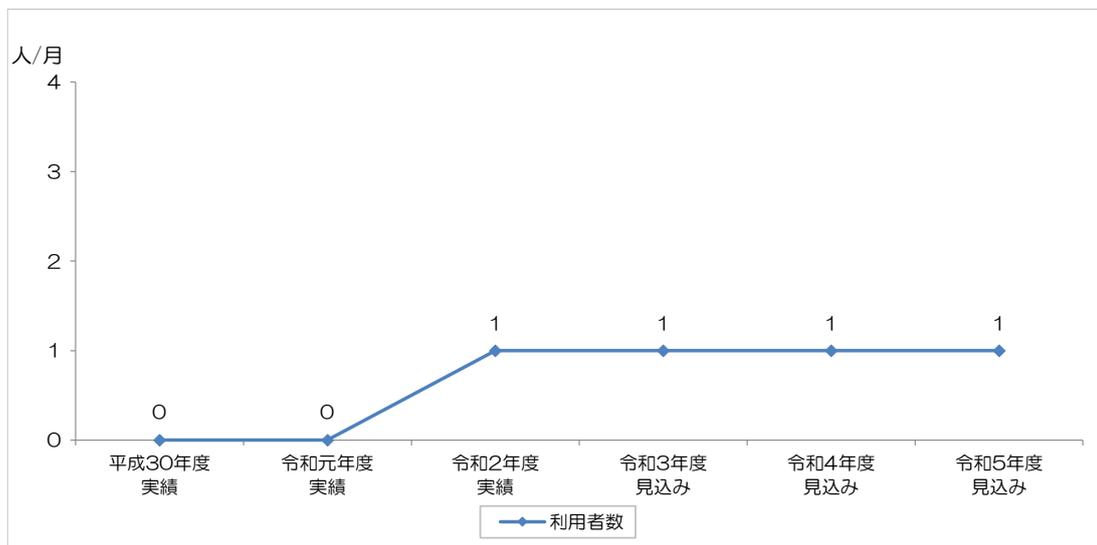
イ) 地域移行支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	2	1	1	1	1



ウ) 地域定着支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1



(5) 地域生活支援拠点

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	か所	—	—	—	0	1	1
検証・検討の実施回数	回/年	—	—	6	6	3	3

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/年	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/年	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人/年	4	5	5
精神障がい者の自立生活援助	人/年	1	1	1

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組－地域の相談支援体制の強化

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言	件/年	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組実施	回/年	1	1	1

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	回/年	0	0	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回/年	0	0	1

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

相談支援事業、意思疎通支援事業等の事業で、利用者の利用状態等を勘案して事業を推進します。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

### (3) 相談支援事業

#### ① 障がい者相談支援事業

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障がい福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 【障がい者相談支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	か所	7	7	7	7	7	7

#### 【基幹相談支援センター 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	-	無	無	無	無	有	有

② 相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【相談支援機能強化事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	有	有

③ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【住居入居等支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。本計画 84 頁から 86 頁まで掲載している「新富町成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、事業を実施します。

【成年後見制度利用支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人/年	0	1	1	1	1	1

**(5) 成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

**【成年後見制度法人後見支援事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	有	有	有	有	有

**(6) 意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

**【手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件/年	14	8	10	10	10	10

**【手話通訳者設置事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置者数	人/年	0	0	0	0	0	0

**(7) 日常生活用具給付事業**

特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

**【日常生活用具給付事業 実績と見込み】**

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	1	1	1	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	8	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	2	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年	292	348	350	350	350	350
居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	0	1	1	1

**(8) 手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

**【手話奉仕員養成研修事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	人/年	3	3	3	4	4	4

**(9) 移動支援事業**

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

**【移動支援事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	2	4	4	4	5	5
延べ利用時間	時間/月	541	469	500	500	600	600

**(10) 地域活動支援センター事業**

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

**① 地域活動支援センター事業Ⅰ型**

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

**【地域活動支援センター事業Ⅰ型 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	499	494	500	500	500	500

(11) その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

【日中一時支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	15	13	15	15	15	15

② 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度の身体障がい者に、入浴サービスを行うことにより、入浴が困難な人の健康増進や衛生の保持並びに家族の負担軽減を図ります。

【訪問入浴サービス事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	4	2	3	3	3	3

③ 自動車運転免許取得費の助成

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、社会活動への参加を促進します。

【自動車運転免許取得費の助成 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

④ 自動車改造費の助成

障がい者に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

【自動車改造費の助成 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

### 3 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

#### (1) 主な対象者・サービス内容

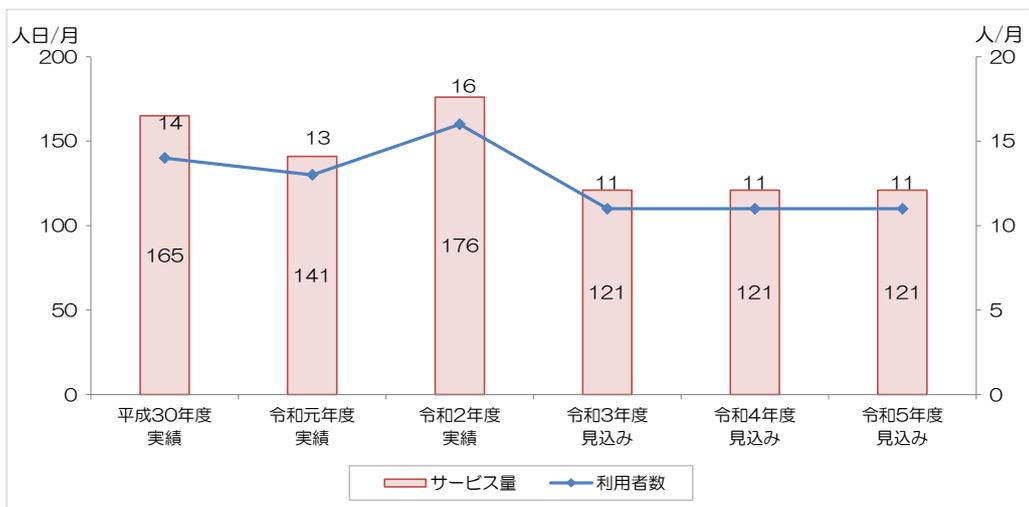
サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型 児童発達支援	・発達に不安があり、医療的支援が必要な幼児、児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	・発達に不安のある児童、生徒	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	・障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

(2) サービス利用実績・見込み

第1期の利用実績、障がい児の人数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

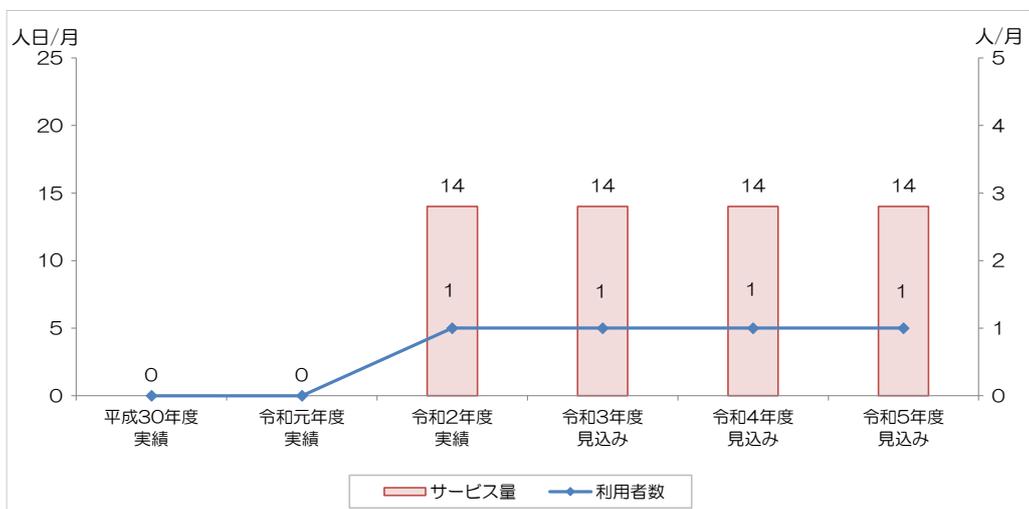
ア) 児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	14	13	16	11	11	11
サービス量	人日/月	165	141	176	121	121	121



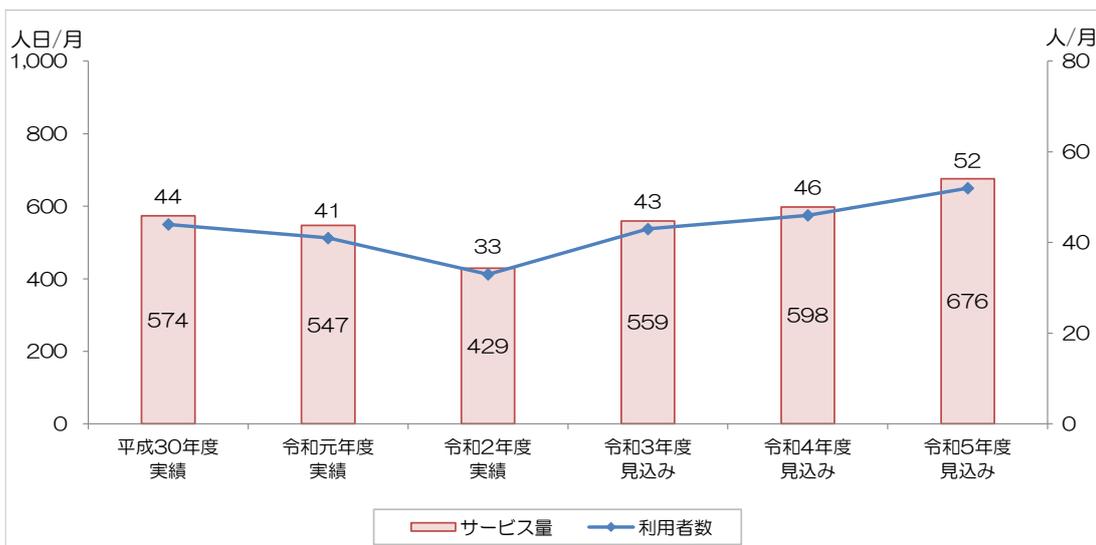
イ) 医療型児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	14	14	14	14



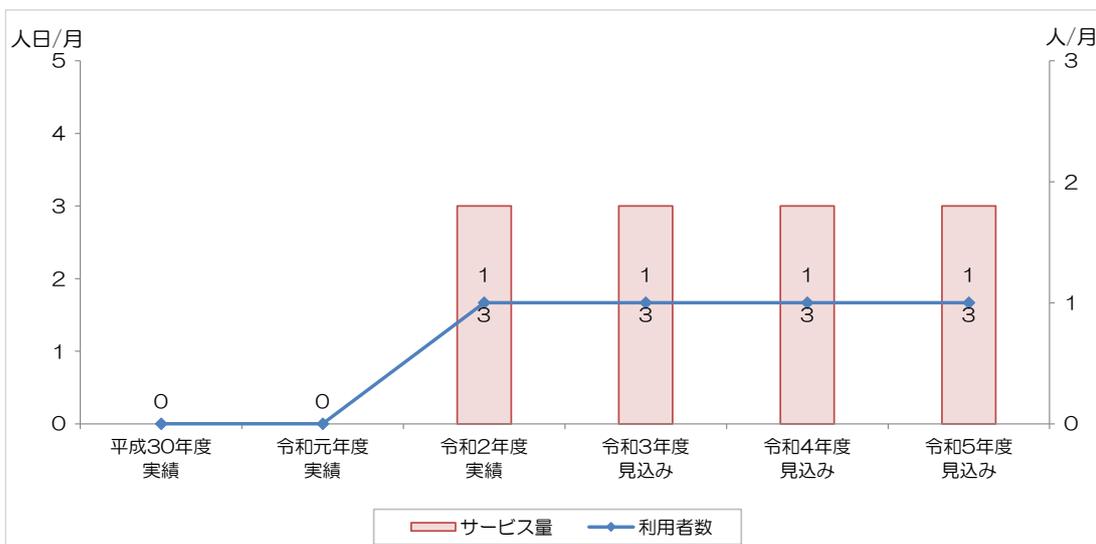
ウ) 放課後等デイサービス

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	44	41	33	43	46	52
サービス量	人日/月	574	547	429	559	598	676



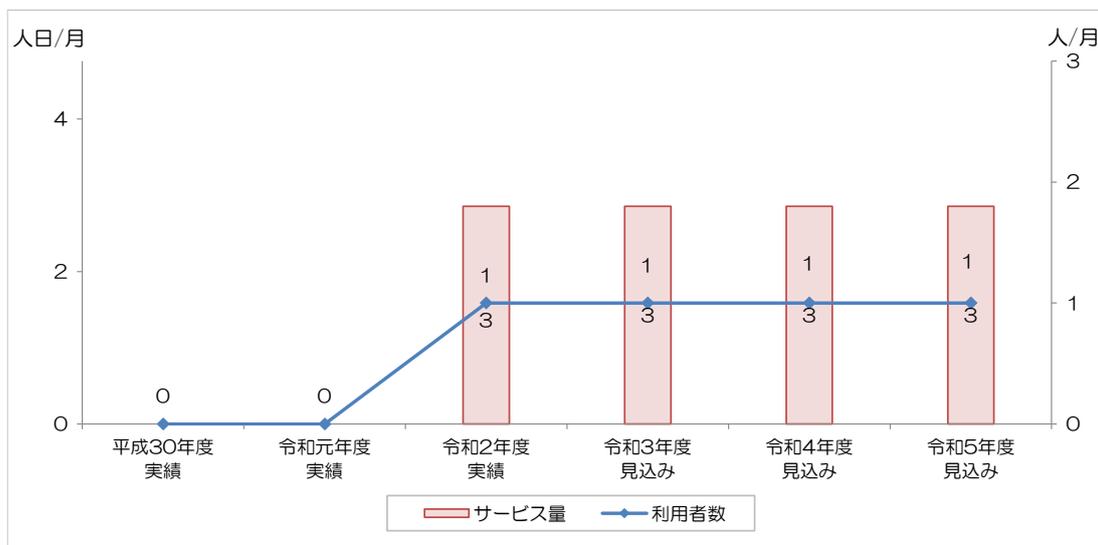
エ) 保育所等訪問支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	3	3	3	3



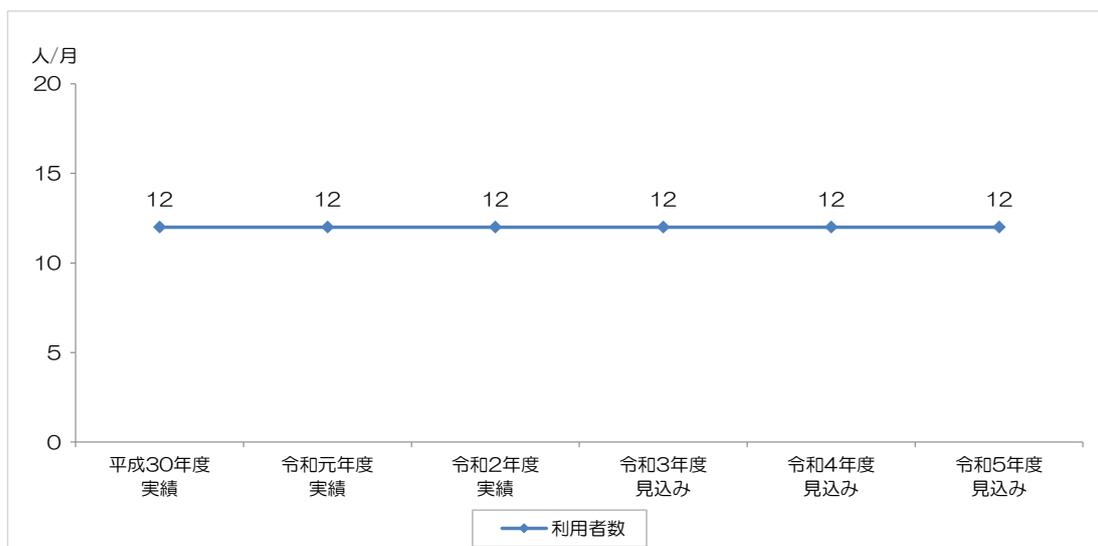
オ) 居宅訪問型児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	3	3	3	3



カ) 障害児相談支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	12	12	12	12	12	12



## キ) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人/年	0	0	0	1	1	1

## 4 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

## (1) 障がい者等に対する虐待の防止

市町村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、市町村障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- ② 一時保護に必要な居室の確保
- ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修
- ④ 権利擁護の取組

## (2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

## (3) 障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

## (4) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障がい福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取組等について情報提供等を行います。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

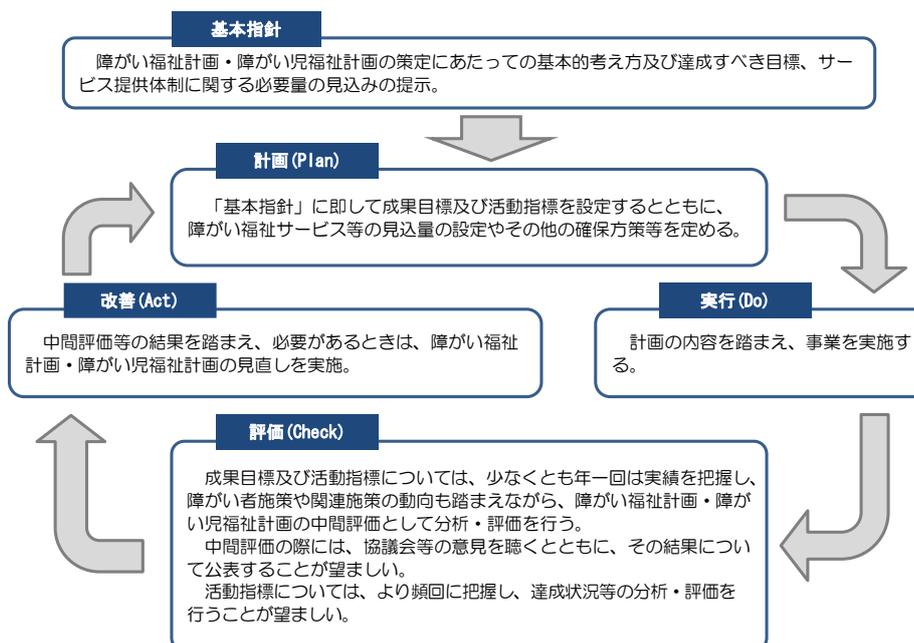
#### (2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCA サイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

○目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。

○中間評価の際には、新富町障がい者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

#### 【障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

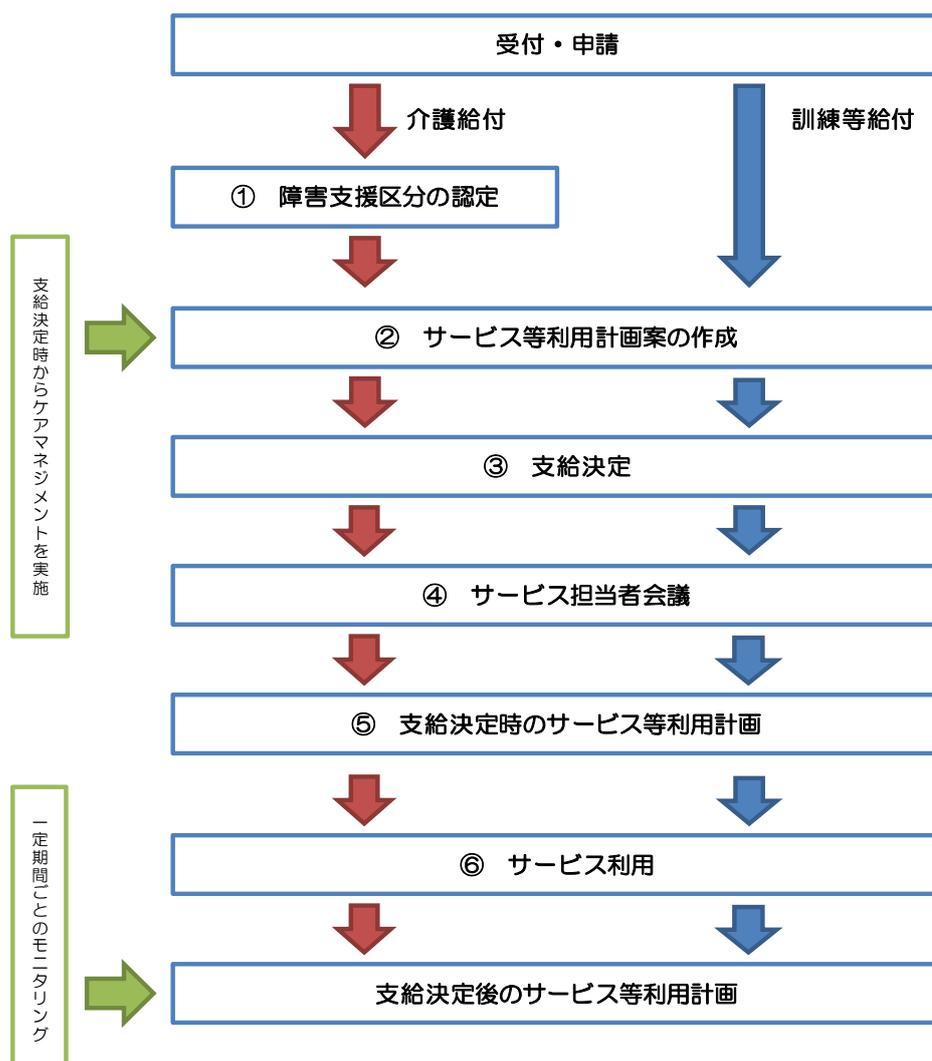


## 2 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

### (1) サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する人は、町の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②町は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、町に提出します。
- ③町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。

#### 【支給決定プロセス】



**(2) サービスの質の確保**

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

**(3) 苦情処理システムの確立**

障がい者は、町が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された不服審査会に審査請求できることになっています。

さらに、障がい者自立支援協議会や町の窓口等でも対応できるようにします。

**(4) 障害者総合支援法、児童福祉法についての幅広い広報**

町民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

○広報紙・ホームページを活用し、随時、障害者総合支援法、児童福祉法等の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

○障がい者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

**(5) 情報ネットワークの構築**

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。このため、行政と各関係機関及び町民が情報共有を図ります。

**(6) 人材の確保**

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

### 3 各種関連との連携及び調整

#### (1) 新富町障がい者自立支援協議会によるサービス事業者等に対する支援と調整

新富町障がい者自立支援協議会を、地域ネットワークの中核として、サービス事業者との必要な情報の共有や情報交換及びサービス提供について調整等を行います。

#### (2) 地域の各関連機関・関連団体との連携

障がい者関係団体はもちろんのこと、医師会、社会福祉協議会、ボランティア団体、老人クラブなど地域における関係団体との連携を強化し、これらの地域の関係団体間のネットワークの構築に努め、地域全体で支えあう協働社会の実現に努めます。

#### (3) 医療機関との連携

医療機関に対して理解と協力を得ながら積極的に各種施策を展開します。

#### (4) 行政内部での関係部署との連携体制

障がい福祉サービスや障がい児通所支援等に対するさまざまなニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療・子育て・教育等の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。

福祉課を中心に、関連する各部署との連携体制を確立し、計画推進に関わる関係部門との連携を強化して、住みやすい地域づくりに努めます。

## 第8章 新富町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 成年後見制度の目的

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分ではない人を援助するため、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人を選任し、成年後見人等が通帳の保管などの財産管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人を保護する制度です。

この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、障がいのある人もない人も、互いに支え合う社会を目指すノーマライゼーション等の理念と従来からの本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ利用しやすい制度を目指し、それまでの禁治産者・準禁治産者制度に代わり平成12年4月に施行されました。

### 2 計画策定の目的

新富町成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）は、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように、本町の成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取組を明らかにし、計画的に進めて行くことを目的に策定するものです。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

### 4 本町の課題と方向性

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う市民後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。
- 地域に暮らす一人一人の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 今後の高齢化の進展によって増加が予測される認知症高齢者については、当人の権利擁護の推進だけでなく、町民に対して認知症に関する正しい知識を周知するとともに、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

## 5 基本的な考え方

権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指します。この状態を実現するため、本町の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していきます。

## 6 実施方針

### (1) 普及啓発

成年後見制度については、制度そのものを知らない、どのように利用するのか知らないなど、まだまだ住民にとって身近なものとは言えません。潜在する制度利用者の利用に結び付けるため、また、制度の存在を知ることによって住民が将来に備えることができるように住民への普及啓発を推進します。

また、高齢者及び障がい者福祉に携わる関係者は、権利擁護が必要なケースに対峙する機会が多いものの、制度の詳細については、理解が浅いという状況にある方も多く、その理解度に差があります。高齢者及び障がい者福祉に携わる関係者は、早期発見・早期支援につなげるための相談機関へのパイプ役として重要な役割を担っているため、住民同様に制度の普及啓発に取り組みます。

### (2) 相談体制の充実

制度の利用促進を図るためには、住民が相談しやすい体制を講じる必要があります。現在ある各相談窓口のより一層の機能強化を図り、いつでもどこでも相談が受けられる体制を構築します。また、住民が本人申立てや親族申立てで制度利用を行う際に、書類の書き方や取得方法等の説明を行うなど、その支援に取り組みます。さらに、利用者が申立ての代行を希望する場合は、弁護士、司法書士等の代行機関の紹介に取り組みます。

### (3) 中核機関の設置及び運営

児湯地区における中心的役割を担う中核機関として「こゆ成年後見支援センター」を令和3年4月に児湯5町1村で共同設置します。「こゆ成年後見支援センター」は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

#### (4) 地域連携ネットワークの構築

地域において成年後見をはじめとする権利擁護の支援を円滑に行うには、関係機関との連携体制の構築が不可欠です。中核機関である「こゆ成年後見支援センター」が中心となり、関係機関とのネットワークづくりと関係機関や実務に従事する専門職等の後方支援を行い、適切な支援につなげていきます。

#### (5) 成年後見町長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

#### (6) 市民後見人の育成と支援

高齢化率の進展等に伴い、成年後見人等の需要が高まることが見込まれる一方で、専門職だけで需要に応えることが難しい状況も予想されることから、社会貢献意欲の高い住民が、成年後見制度の新たな担い手として活躍できるように、市民後見人の養成に努めます。

また、養成された方が、成年後見制度の担い手として活躍できるようその推進体制を整えていくとともに、後見業務に必要な知識の向上や技能を継続して向上できるように研修会等の開催も検討します。

#### (7) 不正防止の取組

制度運用による不正防止を図る観点から、チーム支援を基本とした体制づくりを進めます。また、仮に不適切な行為が見受けられた場合は、家庭裁判所などの関係機関への連絡により迅速な対応に努めます。

町民を成年後見人等候補者として推薦する場合は、後見人活動が適切に行われていることを確認するため、市民後見人の監督人を配置するなどその適切な運営に取り組みます。

## 資料編

### 1 新富町障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 25 年 12 月 27 日

告示第 97 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、新富町障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域における相談支援体制の整備及び強化に関すること。
- (2) 困難な事例への対応、調整等に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画策定に関すること。
- (6) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する障害者計画策定に関すること。
- (7) 障害児福祉計画策定に関すること。
- (8) その他協議会が必要と認めること。

(平 30 告示 51・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者代表
- (2) 保健、医療及び社会福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 町議会議員
- (5) 教育関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(平 30 告示 51・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 30 告示 51・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障がい者福祉担当課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員及び部会員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(新富町障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 新富町障害者計画策定委員会設置要綱(平成10年新富町告示第58号)は、廃止する。

附 則(平成30年6月19日告示第51号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 新富町障がい者自立支援協議会委員名簿

第3条第2項の区分		団体名	役職名	氏名	備考
(1)	障がい者代表	新富町身体障害者福祉会	会長	井崎 幸男	
(2)	社会福祉関係者	NPO法人ハッピーデイズ	施設長	清 岩 男	
		NPO法人ライフカンパニー新富	理事長	井上 あけみ	
		社会福祉法人望洋会 あゆみの里	副園長	吉野 直人	副会長
		居宅介護支援事業所 ケアホームみなみ	代表者	椎 通 代	
		社会福祉法人明和会 セサミ・ファーム	施設長	児玉 龍郎	
		たかなべ障害者就業・ 生活支援センター	主任就業支援員	蓑毛 幸一	
		新富町社会福祉協議会	事務局長	中神 仁美	
		新富町保育園長会	会長	戸川 茂紀	
		おおやまこどもクリニック	院長	大山 龍介	
(3)	学識経験者	新富町民生委員児童委員協議会	会長	比江島 年見	会長
(4)	町議会議員	新富町議会	文教厚生常任委員長	大木 俊二	
(5)	教育関係者	新富町校長会	会長（富田小学校長）	森山 聖一	
		県立児湯るびなす支援学校	校長	野田 尚子	
(6)	関係行政機関の職員	高鍋保健所	疾病対策担当保健師	日高 真紀	
		児湯福祉事務所	地域福祉課長	河野 貴子	
		新富町いきいき健康課	課長補佐	壺岐 文登	

(令和3年3月1日現在)

### 3 用語集

#### <あ行>

##### **医療的ケア(児)**

病院以外の場所で“たんの吸引”や“経管栄養”など、家族が医ケア児に対し、生きていく上で必要な医療的援助のことです。気管に溜まったたんを吸引する「たん吸引」、また口から食事が取れない子どもに対し、チューブを使って、鼻やお腹の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送る「経管栄養」などがあります。

#### <か行>

##### **共同生活援助（グループホーム）**

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいいます。

#### <さ行>

##### **社会的障壁（障害者基本法）**

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行をいいます。

##### **就労移行支援**

就労を希望する障がい者に、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

##### **就労継続支援（雇用型・非雇用型）**

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいいます。

##### **障がい児支援利用計画**

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

## 障がい者ケアマネジメント

地域で暮らす障がい者が、地域に散在する多くのサービスを有効に活用できるように支援するため、障がい者本人の意向を尊重し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、障がい者のエンパワメントを高める視点から総合的かつ継続的なサービスの供給を確保するための重要な援助方法(手法)です。

## 障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所、自立生活援助、共同生活援助、共同生活介護及び施設入所支援をいいます。

## 自立支援医療受給者

障がいの程度の軽減・除去のための治療に対する医療費の助成を受ける者で、以下の3者が該当します。

精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

## 成年後見制度

成年後見制度は精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

## 相談支援（サービス利用計画作成）

支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（サービス利用計画）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与します。

## 〈た行〉

### 地域生活支援事業

それぞれの地域の状況や利用者の状況に応じて実施します。市町村では、利用者の相談受付や手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付・貸与、移動の支援などを行います。県では、人材の育成などを行います。

---

新富町  
第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画

---

令和3年3月

発行・編集  
新富町 福祉課

〒889-1493 宮崎県新富町大字上富田7491番地  
TEL 0983-33-6382 FAX 0983-33-4862

---